

証券コード 3189

2026年9月14日

(電子提供措置の開始日) 2026年9月7日

株 主 各 位

東京都港区南青山四丁目20番19号

株式会社ANAPホールディングス

代表取締役社長 川 合 林太郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.anap.co.jp/ir/information/holders/>

上記ウェブサイトアクセスして、プルダウンより

「臨時株主総会」を選択しご覧ください。



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトアクセスして、当社名又は

証券コード(3189)を入力・検索し、

「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上ご覧ください。



なお、本総会にご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2026年9月28日(月曜日)午後7時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2026年9月29日(火曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分) |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号 朝日生命宮益坂ビル
渋谷サンスカイルーム 5階A室 |

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 第三者割当による新株式、第11回新株予約権、第12回新株予約権及びA種種類株式の発行の件

第2号議案 定款の一部変更の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

また、当日株主様へお配りする粗品をご用意しておりませんのであらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 第三者割当による新株式、第11回新株予約権、第12回新株予約権及びA種種類株式の発行の件

本議案は、当社の事業基盤の強化及び財務体質の改善を目的として、第三者割当の方法により、新株式、第11回新株予約権、第12回新株予約権及びA種種類株式を発行することについて、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

当社は、今後の事業展開に必要な資金を機動的かつ安定的に調達するとともに、企業価値及び株主価値の向上を図るため、割当予定先との協議を重ねた結果、第三者割当による資金調達を実施することが最適であると判断いたしました。

つきましては、会社法その他関係法令の定めに基づき、以下の内容により第三者割当による新株式、第11回新株予約権、第12回新株予約権及びA種種類株式の発行についてご承認をお願いするものであります。

当社は、2026年8月21日開催の取締役会において、ネットプライス事業再生合同会社（以下「ネットプライス」といいます。）及び合同会社四谷デジタルイノベーターズ（以下「四谷デジタルイノベーターズ」といい、ネットプライスと併せて、個別に又は総称して「株式割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本新株式」といいます。）の発行（以下「本株式第三者割当」といいます。）、GAD有限責任事業組合（東京都千代田区麹町一丁目8番地 JFNセンター5階、代表組合員 立川光昭。以下「GAD」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）の発行、EVO FUND（Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チズム）（以下「EVO FUND」といい、GADと併せて、個別に又は総称して「新株予約権割当予定先」、株式割当予定先と総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といい、第11回新株予約権と併せて、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行（以下「本新株予約権第三者割当」といいます。）、ネットプライス（以下「A種種類株式割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当によるA種種類株式（以下「本種類株式」といいます。）の発行（以下「本種類株式第三者割当」といいます。）、株式割当予定先との本新株式の割当契約（以下「株式割当契約」といいます。）の締結、GADとの第11回新株予約権の割当契約（以下「第11回新株予約権割当契約」といいます。）の締結、EVO FUNDとの第12回新株予約権の割当契約（以下「第12回新株予約権割当契約」といい、第11回新株予約権割当契約と併せて「本新株予約権割当契約」といいます。）の締結、ネットプライスとのA種種類株式の割当契約（以下「本種類株式割当契約」といい、株式割当契約、本新株予約権割当契約及び本種類株式割当契約と併せて、個別に又は総称して「本割当契約」といいます。）の締結、並びに各割当予定先との総数引受契約の締結を決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行を総称して「本第三者割当」といい、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行並びに本新株予約権の行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。また、当社が2026年3月30

日に第三者割当により発行した第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）のうち、2026年9月7日時点で残存しているものの取得及び消却の実施についても決議しましたので、併せてお知らせいたします。なお、本株式第三者割当及び本種類株式第三者割当に係る意思決定に慎重を期し、本株式第三者割当及び本種類株式第三者割当について公正性を担保するとともに利益相反の疑義を回避する観点から、当社取締役のうち、株式割当予定先及びA種種類株式割当予定先の主たる出資者であるネットプライスの職務執行者である山本和弘は、本株式及び本種類株式第三者割当に係る2026年8月21日開催の取締役会において、本株式及び本種類株式第三者割当に関する決議には参加しておりません。なお、本第三者割当は、2026年9月29日開催予定の当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本第三者割当による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行（本新株式及び本新株予約権の払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額であることをいいます。）並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加及びA種種類株式の新設）が特別決議により承認されること、当社又はその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化とみなされうる変化がなく、また、かかる変化が生じるおそれもないことなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就しない場合には、本第三者割当は実施されません。また、当社といたしましては、A種種類株式の発行について、その払込金額がこれを引き受けるものに特に有利な金額ではないと考えているものの、客観的な市場価格がない種類株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考えております。したがって、本臨時株主総会において、第三者割当の必要性及び相当性についてご説明をした上で、A種種類株式の発行について特別決議によって承認されることをもって、株主の皆様の意思確認をさせていただくことといたしました。本臨時株主総会において上記議案のいずれかが承認されず本第三者割当が実施されない場合には、当社は代替の施策及び資金調達につき改めて検討いたします。

## 1. 募集の概要

### <本新株式発行の概要>

|     |                     |                                                                                                                                                                                                  |
|-----|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 払 込 期 日             | 2026年9月30日                                                                                                                                                                                       |
| (2) | 発行新株式数              | 72,000,000株                                                                                                                                                                                      |
| (3) | 発 行 価 額             | 1株につき、金50円                                                                                                                                                                                       |
| (4) | 資金調達の額<br>(発行価額の総額) | 3,563,450,000円<br>株式割当予定先が当社に対して有する金銭債権のうち、合計3,600,000,000円に相当する債権（ネットプライス：1,850,000,000円、四谷デジタルイノベーションズ1,750,000,000円）であります。<br>※現物出資の目的となる債権について<br>金銭以外の財産の現物出資による方法（デット・エクイティ・スワップ）により割当てます。 |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会社の会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされています（会社法第207条第9項第5号）。</p> <p>当社は、現物出資の対象となる金銭債権（以下個別に又は総称して「本貸付債権」といいます。）のうち、現物出資の目的となる金額分について、その弁済期を払込期日である2026年9月30日において本新株式発行を実施する時点とすることを、2026年8月24日付で各株式割当予定先との間で合意しております。このため、本新株式発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。なお、金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産である各本貸付債権の詳細については以下のとおりです。</p> <p>（ネットプライスが有する債権について）</p> <p>当該財産の価額：金6,915,786,852円<br/> （2026年7月31日時点）</p> <p>債権の表示：2025年12月22日付極度貸付契約書（2026年6月18日付で変更合意済み）に基づく貸付金債権</p> <p>元本：総額6,915,786,852円（2026年7月31日時点）</p> <p>貸付実行日：2025年12月23日（金1,500,000,000円）</p> <p>2026年1月20日（金1,000,000,000円）</p> <p>2026年2月18日（金5,665,306,852円）</p> <p>2026年2月20日（金△178,520,000円、一部期限前返済）</p> <p>2026年4月15日（金179,000,000円）</p> <p>2026年5月14日（金300,000,000円）</p> <p>2026年7月8日（金200,000,000円）</p> <p>2026年7月17日（金△1,750,000,000円、債権譲渡）</p> <p>返済期日：2027年8月31日</p> <p>利息：年利 2%</p> <p>弁済方法：期日一括弁済</p> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|               | <p>(四谷デジタルイノベーターズが有する債権について)<br/> 当該財産の価額：金1,750,000,000円<br/> (2026年7月31日時点)<br/> 債権の表示：2026年7月17日付債権譲渡契約書に基づき四谷デジタルイノベーターズが取得した貸付金債権<br/> 元本：総額1,750,000,000円(2026年7月31日時点)<br/> 貸付実行日：2026年7月17日(金1,750,000,000円、債権譲受け)<br/> 返済期日：2027年8月31日<br/> 利息：年利 2 %<br/> 弁済方法：期日一括弁済</p>     |
| (5) 募集又は割当方法  | <p>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。<br/> ネットプライス：37,000,000株<br/> 四谷デジタルイノベーターズ：35,000,000株</p>                                                                                                                                                                                                |
| (6) 割 当 予 定 先 | <p>ネットプライス及び四谷デジタルイノベーターズ</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (7) そ の 他     | <p>上記の各号については、①本臨時株主総会において、本新株式の発行による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法に基づく届出の効力が発生すること等を条件としております。また、①本臨時株主総会において、本新株式の発行による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、各株式割当予定先との間で本新株式に係る総数引受契約を締結する予定です。</p> |

<第11回新株予約権発行の概要>

|      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 割 当 日            | 2026年9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (2)  | 発行新株予約権数         | 190,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (3)  | 発 行 価 額          | 総額1,900円（新株予約権1個あたり0.01円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (4)  | 当該発行による<br>潜在株式数 | 普通株式19,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (5)  | 資金調達額            | 931,726,900円（注）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (6)  | 行使価額             | 1株あたり50円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (7)  | 募集又は割当て方法        | 第三者割当の方法により、全ての新株予約権をGADに割り当てます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| (8)  | 割 当 予 定 先        | GAD                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (9)  | 権 利 行 使 期 間      | 2026年10月1日から2028年10月2日までとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (10) | そ の 他            | 上記の各号については、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。当社は、新株予約権割当予定先との間で、新株予約権割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること等を規定する本割当契約を締結します。また、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。 |

<第12回新株予約権発行の概要>

|      |                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | 割 当 日            | 2026年9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (2)  | 発行新株予約権数         | 355,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (3)  | 発 行 価 額          | 総額3,550円（新株予約権1個あたり0.01円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (4)  | 当該発行による<br>潜在株式数 | 普通株式35,500,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (5)  | 資金調達額            | 1,756,728,550円（注）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (6)  | 行 使 価 額          | 1株あたり50円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (7)  | 募集又は割当て方法        | 第三者割当の方法により、全ての新株予約権をEVO FUNDに割り当てます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (8)  | 割 当 予 定 先        | EVO FUND                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (9)  | 権 利 行 使 期 間      | 2026年10月1日から2028年10月2日までとします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (10) | そ の 他            | 上記の各号については、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。当社は、新株予約権割当予定先との間で、新株予約権割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要すること、当社とその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じるおそれもないことを払込みの条件とすること等を規定する本割当契約を締結します。また、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）に関する議案が承認され、かつ、②金融商品取引法による届出の効力が発生した後に、総数引受契約を締結する予定です。 |

< A種種類株式発行の概要 >

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 払 込 期 日                          | 2026年9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (2) 発 行 新 株 式 数                      | A種種類株式10,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (3) 発 行 価 額                          | 1株につき400円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (4) 発 行 価 額 の 総 額                    | 4,000,000,000円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (5) 出資の目的とする<br>財 産 の 内 容<br>及 び 価 額 | <p>出資の目的とする財産は、割当予定先が当社に対して有する以下の金銭債権のうち4,000,000,000円に相当する債権。<br/>         当該財産の価額金4,000,000,000円<br/>         債権の表示：2025年12月22日付極度貸付契約書（2026年6月18日付で変更合意済み）に基づく貸付金債権（※）<br/>         元本：総額6,915,786,852円（2026年7月31日時点）<br/>         貸付実行日：2025年12月23日（金1,500,000,000円）<br/>         2026年1月20日（金1,000,000,000円）<br/>         2026年2月18日（金5,665,306,852円）<br/>         2026年2月20日（金△178,520,000円、一部期限前返済）<br/>         2026年4月15日（金179,000,000円）<br/>         2026年5月14日（金300,000,000円）<br/>         2026年7月8日（金200,000,000円）<br/>         2026年7月17日（金△1,750,000,000円、債権譲渡）<br/>         返済期日：2027年8月31日<br/>         利息：年利 2%<br/>         弁済方法：期日一括弁済<br/>         出資される債権の価額は、債権の額面金額と同額となります。<br/>         ※ 弁済期の到来について<br/>         現物出資の目的となる金額分について、その弁済期を払込期日である2026年9月30日において本新株式発行を実施する時点とすることを、2026年8月24日付で各株式割当予定先との間で合意しております。<br/>         このため、本種類株式の発行における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。</p> |
| (6) 募集又は割当方法                         | 第三者割当によります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (7) 割 当 予 定 先 及 び<br>割 当 株 式 数       | ネットプライス 10,000,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (8) そ の 他 | <p>上記の各号については、①本臨時株主総会において、本新株予約権の発行による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款変更（A種種類株式の新設）に関する議案が承認されること、②金融商品取引法による届出の効力が発生すること等を条件としております。</p> <p>本種類株式の内容は次のとおりであり、特に定めがない点については普通株式と同一の内容です。</p> <p>(1) 剰余金の配当</p> <p>当社は、本種類株式を有する株主（以下「本種類株主」という。）及び本種類株式の登録株式質権者（以下「本種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当可能利益が留保された場合には、普通株式に優先して年率2.0%相当額を上限として配当する。</p> <p>(2) 議決権</p> <p>本種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。</p> <p>(3) 種類株主総会</p> <p>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、本種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</p> <p>(4) 株式の併合、分割及び募集株式の割当を受ける権利</p> <p>① 株式の併合</p> <p>当社は、株式の併合をするときは、普通株式及び本種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。</p> <p>② 株式の分割</p> <p>当社は、株式の分割をするときは、普通株式及び本種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</p> <p>③ 株式無償割当て</p> <p>当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、本種類株主には本種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</p> <p>④ 募集株式の割当て</p> <p>当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、本種類株主には本種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>⑤ 新株予約権無償割当て</p> <p>当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、本種類株主には本種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</p> <p>⑥ 募集新株予約権の割当て</p> <p>当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、本種類株主には本種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</p> <p>(5) 金銭を対価とする取得請求権及び普通株式への転換請求権</p> <p>本種類株主は、金銭及び普通株式のいずれを対価としても、当社に対して、その有する本種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができないものとする。</p> <p>(6) 金銭を対価とする取得条項</p> <p>当社は、本種類株式発行後、いつでも、本種類株主に対して、当社の取締役会が別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来することをもって、本種類株主又は本種類登録株式質権者の意思にかかわらず、強制償還日における会社法第461条第2項に定める分配可能額を限度として、金銭を対価として、本種類株式の全部又は一部を取得することができる。本種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、当該本種類株式の数に400円を乗じて得られた額とする。</p> <p>(7) 譲渡制限</p> <p>譲渡による本種類株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</p> <p>(8) 単元株式数</p> <p>本種類株式の単元株式数は1株とする。</p> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(注) 資金調達の額は、本新株式については、本新株式の発行価額に本新株式の発行新株式数を乗じた金額から発行諸費用の概算額の2分の1の金額を差し引いた金額です。本新株予約権については、それぞれの本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、そ

れぞれ発行諸費用の概算額の4分の1の金額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少する可能性があります。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、1992年の創業から30年以上にわたり、主にレディースカジュアルファッション衣料の販売を主要な事業としてまいりました。当社グループは、2025年7月4日付で代表取締役社長の交代を伴う役員の異動を決定し、また同年10月23日付で当社子会社の代表取締役及び取締役並びに監査役の異動を決定するとともに同年11月28日付で当社の定時株主総会において当社の社外取締役と社外監査役の新任を決議したように、経営陣及びガバナンス体制の刷新を内容として経営体制を刷新し、ブランド顧客の年齢層や嗜好性に合わせたリブランディングを推進しております。時代の変化に即応した新たなコンセプトのもと、ターゲット層を明確化した商品展開の試みを開始し、消費者ニーズに寄り添った価値の提供に注力しております。また、商品原価率の見直しを進め、売上総利益の改善を図るとともに、当社オリジナルの商品力を高めることで、競合他社との差別化を目指しております。さらに、SNSを活用した広告手法を強化することで、デジタルマーケティング戦略を積極的に展開し、ECシステムの全面的な見直しを行い、顧客体験を向上させる取組を進め、オンライン販売の強化を図っております。これらの施策により、安定的かつ長期的な収益基盤の確立を目指しておりますが、現時点におきましては売上・利益ともに2025年8月期において売上高1,774百万円、営業損失1,456百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2,660百万円、2026年8月期第3四半期においても売上高1,703百万円、営業損失1,713百万円、暗号資産評価損5,586百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失7,765百万円と厳しい状況が続いております。主な理由としては、2025年8月期においては、新規の仕入れ並びに事業再生計画に基づく出退店を抑制したこと等で、既存の店舗・卸売販売、ライセンス事業及びインターネット販売事業における各指標が振るわなかったことに加え、新規事業であるエステティック・リラックスサロン事業において多額の減損損失を計上したことが挙げられ、2026年8月期第3四半期においては、経済環境の変動に即した販売価格の見直し、仕入原価の抑制、商品ラインナップ戦略の見直し、自社店舗の改革、自社ECサイトの再構築等の施策に取り組んだものの業績改善には未だつながっておらず、エステティック・リラックスサロン事業においては不採算店舗の縮小、人員の適正化等の収益性の改善策を断行しましたが未だ大幅な業績改善につながっておらず、加えてビットコイン市場が前期末比軟調に推移したことにより暗号資産評価損を計上したことが挙げられます。当社としては、今後も更なる改善策を講じ、事業規模の再拡大に向けた企業努力を継続してまいります。

強固な財務体質への変革に向けては、産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続において、当社より提出しました事業再生計画案について全ての取引金融機関に同意をいただき、2024年7月31日付で事業再生ADR手続が成立いたしました。また、2024年10月31日付で全ての取引金融機関に対する残債務の弁済を完了し、こ

れに伴い債務免除の効力が発生いたしました。さらに、2024年11月26日開催の当社第33回定時株主総会におきまして、新株式及び新株予約権の発行を行うことを決議し、同年11月27日新株式及び新株予約権の払込み完了により債務超過を解消し、また、2025年7月22日付第三者割当増資の実施により、2025年8月期末時点における純資産の額は12,644百万円となりました。

このような状況において、当社は、ファッション事業単独ではなく、収益性の高い新規事業への参入、事業再編等を図り、当社グループの事業基盤の確保、収益基盤の獲得を進める必要を最重要課題と認識しておりました。このような課題認識を背景として、当社は、2025年1月20日付適時開示「子会社設立および新たな事業の開始に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、2025年2月3日に連結子会社として株式会社ANAPライトニングキャピタル（以下「ANAPライトニングキャピタル」といいます。）を設立し、新たな事業として投資事業等を開始しており、その一環としてビットコインへの投資に取り組むことを決定し、また、2025年4月16日付適時開示「ビットコイン購入に関するお知らせ」及び同月28日付「当社グループによるビットコイン購入に関するお知らせ」のとおり、ビットコインの購入によるビットコイン財務戦略の強化を進めておりました。こうした取組を通じて得られた各種知見をもとに、2025年6月9日付適時開示「当社グループによる「ビットコイン事業」の開始に関するお知らせ」のとおり、当社はビットコイン購入を含む関連ビジネスを「ビットコイン事業」として本格的に推進しております。当社のビットコイン事業は、①ビットコイントレジャー戦略、②ビットコイントレーディング戦略、③ビットコイン関連ライフスタイル事業、④ビットコイン関連テクノロジー事業を柱として構成しており、グループの新たな収益基盤の確立と企業価値の向上を目指しております。当社は、このような事業方針に基づき、2025年4月16日から2026年6月30日までの間に、適時開示にて公表のとおり、複数回にわたりビットコインの購入を実施しており、2026年6月30日時点で1,431.9716BTCを保有するなど、順調に規模拡大を進めております。

当社はさらにビットコイン取得を含むビットコイン事業を推進する方針を有しており、2025年12月1日には、このタイミングで可能な限り大きな資金調達枠を新株予約権等により確保することが最善の経営判断であるとの考えのもと、第三者割当により第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました（以下「前々回資金調達」といいます。）。

こうした状況を踏まえ、2025年12月1日付で払込が完了した前々回資金調達では主としてビットコイン追加購入に充当することを目的とし、これにより、新規事業の拡大と成長基盤の強化を図り、中長期的な企業価値の向上につなげ、併せて、一部の資金を短期借入金の返済に充当することで、財務体質の改善も並行して進める予定でございました。しかしながら、2026年2月以降、当社株価が第8回新株予約権の下限行使価格を下回って推移しているために新株予約権の行使が進まない状態に陥っておりました。これを是正すべく、2026年3月18日付で、当社は、残存する第8回新株予約権の全てを発行価額で取得した上で消却するとともに、同年3月30日

付で、第9回新株予約権を発行いたしました。しかしながら、それ以後も当社株価が第9回新株予約権の下限行使価格を下回って推移する状態が継続し、第9回新株予約権の行使が進まない状態が継続しております。かかる状況下、ファッション事業においては既存の店舗・卸売販売、ライセンス事業及びインターネット販売事業の不振の深刻さは改善しておらず、またエステティック・リラックスサロン事業においても事業再編効果が未だ大幅な収益改善に至っておりません。そのためこの状況を好転させるべく、運転資金及び不採算店舗の閉鎖に伴う違約金の支払い、原状回復工事費用、並びに人員削減等の事業再編資金について新たに資金調達を行うことが必要と考えております。加えて、当社は2026年7月31日時点で102億円もの有利子負債を有しており、当社は、主な借入先2社に対してDES(Debt Equity Swap)の手法により借入負担軽減と資本増強を同時に実現して財務体質改善を図ることが必要と考えております。

もっとも、本新株の発行及び新株予約権の発行に伴い、将来的に転換・行使が進むことで、6か月通算で約296.34%（議決権ベースの希薄化率は298.76%）という極めて大きな希薄化が生じる可能性があります。これは既存株主の皆様にも多大なご負担をおかけするものであり、当社としても重く受け止めております。しかしながら、確実にアパレル事業、エステティック・リラックスサロン事業の改革、再編を実現させ、事業を継続的に成長させていくため、あえてこの調達を実行する決断に至りました。本新株式及び新株予約権の発行にあたっては、本臨時株主総会にて、本第三者割当による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）について株主の皆様ご意思確認手続を取らせていただきます。

本新株予約権については、調達資金の使途を厳格に定めており、財務体質の改善による安定性の確保と、運転資金及び事業資金への配分を徹底する方針です。

当社は、株主の皆様のご負担を軽減するべく、調達資金の効率的かつ透明性の高い運用に全力で取り組みます。そのうえで、短期的な希薄化という犠牲を上回るリターンを実現し、企業価値を持続的に高めることで、結果として既存株主の皆様ご利益に貢献するものであると判断しております。

当社といたしましては、既存株主の皆様ご株式価値を可能な限り毀損することなく、本資金調達により財務体質の改善と運転資金と事業資金の調達を同時に進め、持続的な企業価値向上を実現してまいります。

なお、当社は、2025年8月31日時点において株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場における上場維持基準（流通株式比率基準）に抵触し、原則として2026年8月31日時点までに流通株式比率を向上させ、上場維持基準に適合しなかったときは上場廃止になります。したがって、2026年8月31日時点までに流通株式比率を向上させ、上場維持基準に適合させるべく努めているところでしたが、この度、2026年8月19日に東京証券取引所より「上場維持基準（分布基準）への適合状況について」を受領し、2026年8月4日時点において東京証券取引所スタンダード市場の全ての上場維持基準に適合いたしました。本第三

者割当の払込期日は2026年9月30日を予定しているために本資金調達で2026年8月31日時点の流通株式比率に直接の影響を与えることはありませんが、上場維持基準（流通株式比率基準）の適合も視野に入れた上で、資金調達を実行することが必要です。当社といたしましては、本資金調達を通じて調達した資金を運転資金及び不採算店舗の閉鎖に伴う違約金の支払い、原状回復工事費用、並びに人員削減等の事業再編資金に充当するとともに、DESの手法により借入負担軽減と資本増強を同時に実現して財務体質改善を図れば当社の企業価値は向上し、本新株予約権の行使も促進されるほか、当社株式の流動性が向上するものと考えております。

なお、本第三者割当における具体的な資金使途及び支出予定時期については、下記「4 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

### 3. 本第三者割当の概要及び選択理由

#### （1）本第三者割当の概要

今回の資金調達は、当社が、株式割当予定先に対し本新株式を、新株予約権割当予定先に対し本新株予約権を、それぞれ割り当てるのと同時に、A種類株式割当予定先に対し本種類株式を割り当てることにより、本新株式及び本種類株式については払込期日に、本新株予約権については新株予約権割当予定先による行使によって、当社が資金調達を段階的に実現することを目的とするものです。

本新株式、本新株予約権及び本種類株式の概要は以下のとおりです。

#### <本新株式>

当社は、株式割当予定先が当社に対して有する本貸付債権の現物出資（デット・エクイティ・スワップ）を受け、株式割当予定先に対して本新株式を発行します（以下「本新株式発行（DES）」といいます。）。

本新株式の発行価額は1株につき50円とし、現物出資される本貸付債権の額（3,600,000,000円）を当該発行価額で除した株式数（72,000,000株）の本新株式を発行します。現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が必要とされますが、現物出資の目的となる財産が当社に対する金銭債権である場合において、当該債権の弁済期が到来しており、かつ、会社の会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内であるときは、検査役又は専門家による調査を要しないこととされています（会社法第207条第9項第5号）。当社は、本貸付債権について、その弁済期を払込期日において本新株式発行（DES）を実施する時点とすることを、2026年8月24日付で割当予定先との間で合意しております。このため、本新株式発行（DES）における金銭債権の現物出資について、検査役又は専門家による調査は行いません。

#### <本新株予約権>

当社が新株予約権割当予定先に対して行使期間を2年間とする本新株予約権合計

545,000個を発行し、新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は54,500,000株です。また、本新株予約権の行使価額は50円で固定されています。

#### <本種類株式>

当社は、現金の払込み及びA種類株式割当予定先が当社に対して有する貸付金債権の現物出資を受け、A種類株式割当予定先に対して本種類株式を発行します。

#### (2) 資金調達方法の選択理由

当社は、2025年10月29日付「第三者割当による第8回新株予約権（行使価額修正条項付）、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第8回無担保社債（少人数私募）の発行並びに定款の一部変更に関するお知らせ」及び2026年3月13日付「第三者割当による第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに第8回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年12月1日及び2026年3月30日と過去2回にわたりEVO FUNDを割当先とする第三者割当による新株予約権を発行いたしました。当社の株価が当初の想定を下回る水準で推移し、直近では当社株価が第9回新株予約権の下限行使価額である115円以下まで推移したことにより、新株予約権の行使がなされず資金調達が進まない状態に陥ってまいりました。そうした状況のなかで、当社よりEVOLUTION JAPAN証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に2026年6月に相談したところ、同社から第9回新株予約権の取得・消却及び新たな新株予約権発行による資金調達に関する提案を同月に受け、協議を開始いたしました。

EJSの当初の提案は第9回新株予約権を取得・消却した上で、行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）を新たに下限行使価額を引き下げたうえで相当規模で発行することによるリファイナンスでしたが、当社は、過去に発行したMSワラントでは株価の下落により結果として当初想定した資金調達額を確保するに至らなかった経緯を有しており、かかる経緯を踏まえ、再度のMSワラントによる調達ではなく、資金調達の蓋然性が高く、かつ、確実な運転資金の確保と財務体質の改善を同時に実現し得る抜本的な資金調達スキームの再検討を要請いたしました。これを受け、EJSより、(i) デット・エクイティ・スワップによる新株式の発行、(ii) 種類株式（A種類株式）の発行及び (iii) 行使価額固定型新株予約権の発行を組み合わせた本スキームの提案を受けました。

当社は、当該提案を基礎として、発行数、払込金額、行使価額その他の諸条件について割当予定先と協議を重ねた結果、本スキームによる資金調達が現時点における当社の財務状況及び資金需要に照らして最も適切であると判断し、その実施を決定いたしました。その後、当社は、デット・エクイティ・スワップに係る株式割当予定先及びGADに対して本スキームへの参加を打診し、いずれからも応諾を得ておりま

す。

当該検討の過程で、早期の資金調達及び財務基盤の強化が喫緊の課題である当社としては、EVO FUNDが保有する第9回新株予約権の全てを取得及び消却すると同時に本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達スキームは、大規模な希薄化を伴いますが、本新株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、DESの手法により当社における借入金残高を圧縮し、自己資本比率を改善させることが可能となり、現時点における最良の選択であると考えております。

また、本新株予約権の発行により新株予約権割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権の発行は必ずしも一度に大量の新株式を発行するものではないため、当社及び当社既存の株主にとっても、資金調達を全て新株式により調達する場合と比べて、権利行使が完了するまでには一定程度の期間を要することが想定されます。そのため、既存株式の希薄化が段階的に進む点において、既存株主に対する希薄化は避けられないものの、一定の配慮ができると判断して採用いたしました。

なお、本株式第三者割当及び本新株予約権第三者割当は有利発行に該当します。当社といたしましては既存株主の皆様は株式価値を毀損することなく、企業価値を向上することに配慮しておりますが、当社が2025年8月期までにおいて7期連続して営業キャッシュ・フローが赤字であり、2026年8月期第3四半期においても営業利益の赤字計上が続いており、こうした厳しい財務状況下において、通常条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であると考えており、一定の有利発行はやむをえないものと判断しております。当社は資金確保の他の方策として保有ビットコイン売却も検討いたしましたが、約4年ごとに新規発行量が半減する設計に伴うビットコイン特有の需給変動（価格形成）サイクルの中で2027年春頃まではいわゆる「冬の時代」にある可能性があり、資金不足を埋めるためのビットコイン売却が経済面で大変不利な選択であると当社が考えていること、当社グループがグローバルのビットコイン保有量で世界第38位（<https://bitcointreasuries.net/> が公表するリスト“Top 100 Public Bitcoin Treasury Companies”）のデータ（2026年8月9日時点）に基づき、当社にて集計）に位置することで業界内でも一定の存在感を訴求し、有力な業界プレーヤーとの協業機会を獲得できてきたことを踏まえると、保有ビットコインの一部売却によって有望プロジェクトに参画することへの悪影響が想定されます。現時点では確立された市場が存在しないものの将来的にスケールアップを期待しうる有望領域であるビットコイン領域が成長した際にキャッチアップできず、成熟事業領域であるアパレル事業・エステ事業等を中心に事業展開せざるを得ない状況となり、将来さらなる業績悪化に陥る懸念のあることにより、有利発行による株式希薄化は生じるものの、株主価値のさらなる棄損を回避でき、結果として一般株主の経済的利益に適合することから、当社は保有ビットコインの売却ではなく本第三者割当を選択すべきと考えております。なお、株式割当予定先であるネットプライスの職務執行者である山本和弘は、当社のビットコイン事業を管掌する取締役を兼務しており、一定の経営

責任を負う立場にあります。しかしながら、ネットプライスは筆頭株主であるうえに融資先不在の中で当社に巨額の融資を実施している立場で、本第三者割当を通じてさらなる損失リスクをとる立場という他に代替のきかない存在であり、前述の経営責任を理由としてネットプライスを割当先から除外すると、当社はネットプライスへの債務返済が困難となり、結果的に株主価値のさらなる棄損を招来しかねません。また、当社の厳しい財務状況下、ダウンサイドリスクが限定され段階的行使が可能である新株予約権であれば新株予約権割当先において限界的に受容可能なリスクの範囲であったところ、本株式第三者割当の金額規模のもとでは通常の条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であり、有利発行に該当する価格条件のもと、中長期で当社に取り組んでいる筆頭株主及び第2位株主でのみ引受への同意を得られた経緯があります。そのため、株主価値のさらなる棄損を回避するためには、有利発行に該当する価格条件であっても、ネットプライスに対して本新株式を発行することはやむを得ないものと判断いたしました。以上より、当社はネットプライスに対しての本株式第三者割当には必要性和相対性があるものと考えています。

以上のとおり、資金調達にの蓋然性を高める本第三者割当による大規模な希薄化を伴う第三者割当及び有利発行を行うことが現時点における最良の選択であると考えました。

様々な資金調達手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、当社の資金需要に応じた資金調達を図ることが可能な手法であるかどうかを主軸に検討を行い、下記「（３）本第三者割当の特徴」に記載の本第三者割当のメリット及びデメリット並びに「（４）他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本第三者割当が下記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期（２）調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要となる資金の調達を一定の期間において高い蓋然性にて実現できることから、総合的な判断により本第三者割当を採用することを決定しました。なお、本第三者割当により現在及び将来における当社発行済株式数の増加が想定されますが、当該発行済株式数の増加が当社株主に及ぼす影響につきましては、下記「６．発行条件等の合理性（２）発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」の記載をご参照ください。

EVO FUNDが保有する第9回新株予約権については、当社の株価が下限行使価額を下回ることもある状況となっており、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっていることから、取得日時点で残存する新株予約権全て（本日時点における残存個数：475,201個）を取得する旨の譲渡契約をEVO FUNDと締結し、当社が発行価額で取得後直ちに消却することとし、新たに本新株予約権を発行することといたしました。

第9回新株予約権の取得及び消却費用として8,575千円程度を見込んでおります。

第9回新株予約権の取得及び消却の概要は以下のとおりです。

<第9回新株予約権の取得消却の内容>

|     |                              |                                                                                                                 |
|-----|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) | 取得及び消却する<br>新株予約権の名称         | 株式会社ANAPホールディングス第9回新株予約権                                                                                        |
| (2) | 発行新株予約権総数                    | 500,000個 (50,000,000株)                                                                                          |
| (3) | 2026年8月20日現在までの<br>行使済新株予約権数 | 24,799個 (2,479,900株)                                                                                            |
| (4) | 取得及び消却する<br>新株予約権数           | 取得日時点において残存する第9回新株予約権の全て<br><参考：2026年8月20日時点における残存個数><br>475,201個 (47,520,100株)                                 |
| (5) | 取得価額                         | 取得日時点において残存する第9回新株予約権数に<br>1個当たり取得価額 (18円) を乗じた金額<br><参考：2026年8月20日時点における残存個数を前<br>提とした場合の取得価額総額><br>8,553,618円 |
| (6) | 取得日及び消却日                     | 取得日：2026年9月7日 (予定)<br>消却日：2026年9月7日 (予定)                                                                        |
| (7) | 消却後に残存する<br>新株予約権の数          | 0個                                                                                                              |

(3) 本第三者割当の特徴

本株式第三者割当においては、株式割当予定先が当社に対して有する本貸付債権の現物出資を受けることにより、現金の支出を要することなく当社の有利子負債を圧縮し、自己資本の増強及び財務基盤の安定化を早期に図ることができます。

また、本新株予約権第三者割当においては、本新株予約権の行使価額は有利発行である50円に固定されており、割当株式数も固定されているため、本新株予約権は調達資金の最大額も固定されております。そのため、資金調達の時期を当社がコントロールできないことや希薄化率の大きさを考慮しても、行使価格設定が有利発行であるため行使がされやすく、2年間の行使期間全体を通じてみると、行使期間内に安定した額の資金調達を行うことが期待できると考えております。

本種類株式第三者割当においては、A種類株式割当予定先が当社に対して有する貸付金債権の現物出資を受けることにより、現金の支出を抑えて当社の有利子負債を圧縮し、自己資本の増強及び財務基盤の安定化を早期に図ることができます。

当社としては、本資金調達は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、本資金調達により短期的な運転資金を確保することにより企業継続のための財務基盤を安定させ、収益力の改善を図ることを通して、当グループ全体の企業価値の一層の向上につながると考え、以下に記載するデメリットを上回るメリットがあるものと判断いたしました。

[メリット]

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定(行使価額は50円)

されており、いわゆるMSワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されることはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定(第11回新株予約権19,000,000株、第12回新株予約権35,500,000株、合計54,500,000株)されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 資本の増強及び財務内容の改善

本新株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら、DESの手法により当社における借入金残高を圧縮し、自己資本比率を改善することが可能となります。また、本種類株式発行により、金銭債務が削減され、4,000百万円の株式発行により資本が増強されます。これにより当該債務の利息負担を回避でき、財務内容の改善等を通じて当社株主の利益に資するものと考えております。

③ 発行コストの削減

本新株式発行（DES）、本新株予約権及び本種類株式の発行を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、発行に係るコストを削減することが可能となります。

④ 本新株予約権割当契約上の本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権割当契約において、本新株予約権の譲渡に関し当社の取締役会による事前承認を要する旨の譲渡制限が付される予定です。そのため、当社の事前承認がない限り、新株予約権割当予定先から第三者へは譲渡されません。

⑤ 本種類株式には議決権及び普通株式への転換権が無いこと

本種類株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができませんので、当社普通株式に係る既存株主が有する議決権には希薄化が生じないこととなります。また、本種類株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されていないため、本種類株式の発行によっても、当社普通株式に係る既存株主が有する議決権に希薄化は生じません。

[デメリット]

① 株価より著しく低い発行価額及び行使価額での本新株式及び本新株予約権を発行することによる、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先以外の既存株主の資産価値の大幅な希薄化

当社株式の市場株価からは大幅なディスカウントとなる発行価格及び行使価額での新株式及び本新株予約権の発行となるため、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先を除く全ての既存株主の資産価値に大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）が生じることとなります。

② 既存株式の希薄化の発生

借入又は社債と異なり、本新株式の発行による新規発行株式数合計72,000,000株（議決権数720,000個）に、全ての本新株予約権が行使された場合に交付される普通株式54,500,000株（議決権数545,000個）を合算した総数は普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）であり、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）に

対して274.97%（議決権総数に対し277.10%）（小数第3位を四捨五入）の希薄化が生じることになります。また、2026年8月21日付の発行決議に先立つ6か月以内である2026年3月13日に発行を決議し2026年3月30日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第9回新株予約権500,000個（目的となる株式数50,000,000株（議決権500,000個））のうち行使された24,799個（目的となる株式数2,479,900株（議決権数24,799個））を、上記普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）に合算した総株式数は128,979,900株（議決権数1,289,799個）であり、これを分子として、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）から過去6か月以内に発行された株式総数である2,479,900株（議決権数24,799個）を控除した株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）を分母とする希薄化率は296.34%（議決権ベースの希薄化率は298.76%）となります。なお、第9回新株予約権については、2026年7月31日時点で24,799個が行使され2,479,900株が交付されましたが、残りの第9回新株予約権の合計475,201個（47,520,100株相当分）は当社が2026年9月7日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第9回新株予約権はなくなる予定です。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

③ 当初に満額の資金調達ができないこと

本スキームにおいては、本新株式及び本種類株式は、DESの手法により発行されるため、これらの発行により資金調達は行われません。また、新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

④ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

公募ではなく、第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑤ 不行使期間が存在しないこと

本第三者割当は、短期間における確実な資金調達を優先するため、新株予約権を行使できない期間を当社が任意に設定できるといった設計とはしていません。したがって、株価の下落局面における新株予約権割当予定先による権利行使を当社がコントロールすることは困難です。

⑥ 割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先のうちEVO FUND及びGADの当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場で売却する可能性があります。そのため、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

⑦ 配当金・残余財産に関する優先権

本種類株式の配当金の支払い及び残余財産の分配は、当社普通株式の配当金

の支払い及び残余財産の分配に優先するため、仮に当社の配当原資や残余財産に不足が生じた場合、当社普通株式に係る既存株主は配当金及び残余財産の分配を受領できない可能性があります。

#### (4) 他の資金調達方法

##### ① 新株式発行による増資

###### (a) 公募増資

現在の当社の企業規模及び財務状況に鑑みると、現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりませんでした。

###### (b) 株主割当増資

株主割当増資では、割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なものの目処を立てることが非常に困難であります。株主割当増資であれば、当社普通株式の市場価格からは大幅なディスカウントとなる発行価格であっても、既存株主が保有する株式価値の実質的な希薄化を回避できる可能性はございますが、需給悪化による株価への影響は大きいと考えられ、結果として株価が発行価額を下回った場合は資金調達も進まないため、資金調達の蓋然性が低いと判断しました。これらの点を考慮の上、早期の資金調達及び財務基盤の強化が急務である当社においては、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

###### (c) 新株式又は新株予約権のみの第三者割当増資

一般的な新株式のみの第三者割当では、希薄化が一度に生じるうえ、現在の当社の財務状況に鑑みて当社が必要とする資金全額の引受先を確保することは困難です。他方において新株予約権のみの第三者割当では資金調達の額及び時期について不確実性があるとともに、株式流動性や株価に重大な影響を及ぼす可能性があります。

##### ② 新株予約権付社債（MSCB含む。）

新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けておりません。また、割当予定先からも本第三者割当と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。

##### ③ 新株予約権無償割当てによる増資

コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績も乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない中、現在の当社の財務状況に鑑みると引受手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間に於いて経常赤字を計上しており、取引所の定める

有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。また、新株予約権を上場させない非上場型の新株予約権の株主への無償割当てについては、既存株主の皆様が新株予約権を売却する機会に乏しく、また、株主の皆様の投資行動によっては調達する資金の額が想定を下回るおそれがあるなか、当社株主は多数に及んでおり、さらに直近の当社の業績に鑑みると、既存株主の皆様のご理解を得ることは難しく、必要資金を満たす調達は困難であるとの判断から、資金調達方法の候補から除外することとしました。

④ 借入れ・社債・劣後債のみによる資金調達

借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下しますし、現状の当社の財務状況に鑑みて、割当予定先以外の候補を見つけることは困難であると考えます。

⑤ 行使価額修正条項付新株予約権

行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

#### 4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

##### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

|   |                            |                |
|---|----------------------------|----------------|
| ① | 払込金額の総額                    | 2,725,005,450円 |
|   | 第11回新株予約権の払込金額の総額          | 1,900円         |
|   | 第12回新株予約権の払込金額の総額          | 3,550円         |
|   | 第11回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 950,000,000円   |
|   | 第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1,775,000,000円 |
| ② | 発行諸費用の概算額                  | 73,100,000円    |
| ③ | 差引手取概算額                    | 2,651,905,450円 |

(注) 1. 本株式第三者割当は、金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはございません。また、本種類株式第三者割当は、払込金額全額について債務の株式化（DES）の手法を採用するため、金銭による払込みはなく、DESの対象となる4,000,000,000円分の当社の負債が減少することになります。

2. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額5,450円（第11回新株予約権1,900円、第12回新株予約権3,550円）及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額2,725,000,000円（第11回新株予約権950,000,000円、第12回新株予約権1,775,000,000円）を合算した金額であります。

3. 発行諸費用の概算額は、有価証券届出書の作成費用、割当予定先の調査費用、本株式、本新株予約権、本種類株式に係る評価費用及び登記に係る登

録免許税、本臨時株主総会の開催に係る費用並びに弁護士費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

4. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の額並びに差引手取概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

## (2) 調達する資金の具体的な使途

本株式第三者割当及び本種類株式第三者割当は、金銭以外の財産の現物出資によるものであり、金銭による払込みはないため、手取額はありません。

本新株予約権の発行及び新株予約権割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約2,652百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

| 具体的な使途                                 | 金 額（百万円） | 支出予定時期           |
|----------------------------------------|----------|------------------|
| ① 第8回無担保普通社債の償還                        | 800      | 2026年10月～2027年6月 |
| ② 長期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）             | 975      | 2026年10月～2027年8月 |
| ③ 当社における運転資金                           | 400      | 2026年10月～2028年8月 |
| ④ 当社子会社（株式会社ANA P）における運転資金             | 350      | 2026年10月～2028年8月 |
| ⑤ 当社子会社（株式会社AEL）における運転資金               | 100      | 2026年10月～2028年8月 |
| ⑥ 当社子会社（株式会社ANA P ライトニングキャピタル）における運転資金 | 27       | 2026年10月～2028年8月 |
| 合計                                     | 2,652    |                  |

(注) 1. 調達した資金は、実際の支出まで当社が当社銀行口座にて安定的な資金管理を図ります。

2. 資金調達額や調達時期は、本新株予約権の行使状況により影響を受けることから、上記資金使途及びその金額については、変更される可能性があります。

3. 段階的に調達した資金は、①、②、③、④、⑤、⑥の優先順位で充当する予定です。但し、②は期限前一部返済であるため貸付人との協議により返済を留保し③を優先させる可能性があります。

上記に記載のとおり資金を充当することを予定しておりますが、各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

① 第8回無担保普通社債の償還

当社は2025年10月29日発行決議、同年12月15日発行の第8回無担保普通社債（発行価額：1,950百万円、償還期日：2027年6月2日、利率：年率0.0%、割当予定先：EVO FUND）を2026年10月から2027年6月の間に、第12回新株予約権が行使された都度、繰上償還いたします。

② 長期借入金の返済（ネットプライス事業再生合同会社）

当社は、2025年12月23日付の「資金調達に関するお知らせ」のとおり、ネットプライス事業再生合同会社を貸付人とした極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ2極度貸付」といいます。）により借入限度額70億円の資金調達を実施し、2026年2月18日付の「資金調達及び借入金の期限前返済に関するお知らせ」のとおり、当該借入限度額を90億円に拡大し、さらに、2026年6月18日付の「資金調達及び借入金の期限前返済に関するお知らせ」のとおり、借入限度額を100億円に拡大するとともに、M&A資金、投資事業資金使途のための極度貸付契約書の締結（以下「シリーズ3極度貸付」といいます。）により借入限度額30億円の資金調達を実施しました。同社からの借入金残高は2026年7月31日時点で「シリーズ2極度貸付」の69.15億円（「シリーズ3極度貸付」は未利用）です。

「シリーズ2極度貸付」に基づく長期借入の概要は、次のとおりです。

|        |                                                |
|--------|------------------------------------------------|
| 借入人    | 株式会社ANAPホールディングス                               |
| 貸付人    | ネットプライス事業再生合同会社                                |
| 借入限度額  | 金100億円（2026年6月18日付で変更）                         |
| 使途     | 一般運転資金、投資事業資金（ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金）及び借入金の返済資金 |
| 金利     | 2%固定                                           |
| 契約日    | 2025年12月22日（2026年6月18日変更）                      |
| 借入開始日  | 2025年12月23日                                    |
| 最終返済期限 | 2027年8月31日                                     |

「シリーズ3極度貸付」に基づく長期借入の概要は、次のとおりです。

|       |                                      |
|-------|--------------------------------------|
| 借入人   | 株式会社ANAPホールディングス                     |
| 貸付人   | ネットプライス事業再生合同会社                      |
| 借入限度額 | 金30億円                                |
| 使途    | M&A資金及び投資事業資金（ANAPライトニングキャピタルへの転貸資金） |
| 金利    | 2%固定                                 |

|        |            |
|--------|------------|
| 契約日    | 2026年6月18日 |
| 借入開始日  | 2026年6月18日 |
| 最終返済期限 | 2028年8月31日 |

本資金調達で調達する資金のうち「(2) 調達する資金の具体的な使途 ②長期借入金返済(ネットプライス事業再生合同会社)」に記載の金額(9.75億円)については、当社が現在ネットプライス事業再生合同会社から借り入れている長期借入金である69.15億円(2026年7月31日時点)に2026年9月30日までに予定されている追加借入4億円を加えた73.15億円のうち、本株式及び本種類株式のDESのために現物出資する金額(58.5億円)と最終返済期限において貸付人による再貸付(ロールオーバー)に応じて頂けるご意向を確認済みの金額(5億円)を控除した金額を若干(0.1億円)上回る金額として設定しており、同金額分の返済に充当する予定です。これにより、借入金への依存度を軽減し、中長期的により安定した財務運営を可能とすることを目指しております。

長期借入金の返済は、新株予約権の行使状況に応じて段階的に実施する予定であり、資金調達の進捗に合わせて柔軟に対応いたします。万が一、返済計画に変更が生じた場合には、速やかに開示等を通じてお知らせいたします。

### ③ 当社における運転資金

当社は上場持株会社としての子会社経営管理、グループ経営管理(シェアードサービス)、グループ事業ポートフォリオの再構築、上場維持等を担っており、様々な業務分野の知見を有する人員を維持している関係で経費が恒常的に発生いたします。2026年10月から2028年8月にかけて、総額800百万円の支出を予定しており、本新株予約権の行使による調達額のうち400百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

### ④ 当社子会社(株式会社ANAP)における運転資金

株式会社ANAPは過去からの業績不振に伴う売上減少によるキャッシュ・フローの悪化や、家賃や人件費等の固定的支出を賄うための運転資金需要が生じており、加えて、事業規模を回復、拡大させるための既存店改修費及び新規出店費用等の資金を必要としております。当該支払は2026年10月～2028年8月に行われることを見込んでおり、事業経費、商品仕入等の運転資金として必要な手許運転資金200百万円、既存店舗改修費80百万円、新規出店費用100百万円の合計380百万円を使途とする予定です。本新株予約権の行使による調達額のうち合計350百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

⑤ 当社子会社（株式会社A E L）における運転資金

株式会社A E Lはエステ事業を行うことを目的として2025年2月1日に設立され、2025年5月1日より営業を開始しております。当事業は5店舗を運営中ですが、不採算店舗の閉鎖、人員削減効果により財務体質改善が進んでおり、新たな施術サービスの提供を開始することにより更なる財務体質改善を計画しております。運転資金として2026年10月～2028年8月における運転資金として、新たな機器の購入、店舗一部改装費用として70百万円、必要手許資金として80百万円の合計150百万円を見込んでおります。本新株予約権の行使による調達額のうち合計100百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

⑥ 当社子会社（株式会社ANAPライトニングキャピタル）における運転資金

株式会社ANAPライトニングキャピタルは投資事業を行う事を目的として2025年2月1日に設立され、主にビットコイン事業を行っております。同社の従業員は全員当社と兼務するなど販売管理費の抑制に努めておりますが当社が人件費及び立替費用の負担分を請求することで一定の販売管理経費は発生するため、運転資金として2026年10月～2028年8月に運転資金として120百万円を使途する予定です。本新株予約権の行使による調達額のうち合計27百万円を当該資金使途へ充当することを見込んでおります。

< 前回の資金調達における資金使途 >

当社が、2026年3月13日開催の当社取締役会で決議した第三者割当により発行された第9回新株予約権（以下「前回増資」といいます。）による資金使途への充当状況は、以下のとおりです。なお、「短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社）」の未充当分については、本種類株式及び本新株式の発行に伴うDESで相当部分の返済を行い、「ビットコイン事業資金」については、シリーズ3極度貸付による借入金を充当する予定です。

（第9回新株予約権発行により調達した資金の充当状況）

| 具体的な使途                     | 充当予定額<br>（百万円） | 実際の調達額<br>（百万円） | 充当額<br>（百万円） | 支出時期                |
|----------------------------|----------------|-----------------|--------------|---------------------|
| ① 第8回無担保普通社債の償還            | 1,100          | 366             | 300          | 2026年3月～<br>2026年7月 |
| ② 短期借入金返済（ネットプライス事業再生合同会社） | 4,988          | 0               | 0            |                     |
| ③ ビットコイン事業資金               | 5,370          | 0               | 0            |                     |
| 合計                         | 11,458         | 366             | 300          |                     |

5. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調

達する資金を上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、下記のとおり当社の収益性を改善し、継続企業としての中長期的な企業価値の向上に資することから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

## 6. 発行条件等の合理性

### （1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

上記のとおり、当社における資金繰りの状況は喫緊の課題となっており、財政基盤を安定させることが急務となっており、蓋然性の高い運転資金の確保が必要なため本資金調達が必要と考えております。

そのような中、「3. 本第三者割当の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、蓋然性の高い資金調達の手段として、株式割当予定先及び新株予約権割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、本新株式、本新株予約権及び本種類株式の発行により、財務体質の安定性を維持しながら借入金残高を圧縮し、資金需要に応じた資金の調達を早期に実現し、当社の事業の発展のために資金を投じることができる可能性が高いと判断したため、かかる提案を受け入れることとしました。

本スキームは、発行価格が50円の本新株式及び発行価格が400円の本種類株式の発行と、行使価額が50円に固定された本新株予約権を組み合わせたものです。本新株式及び本種類株式の発行価格並びに本新株予約権の行使価額は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら、当社としては、以下の理由に基づき、本新株式及び本種類株式の発行価格及び本新株予約権の行使価額に合理性があるものと判断しております。

#### ① 本新株式

##### ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、本第三者割当について割当予定先と協議する中で、ネットプライスから、本第三者割当で発行される本新株式の価額は本新株予約権の行使価額と同一であるべきという理由により50円とすることが引受の条件である旨の説明を受けました。その後本第三者割当についてかかる説明とともに四谷デジタルイノベーターズとも協議したところ、ネットプライスの意向と同じ意向である旨の説明を受けました。当社としても、早期の財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると本新株式の発行を行うことで直ちに当社の財務体質の改善につながると考えていたところ、株式割当予定先の上記提案を受け入れることが唯一かつ最善の手段であると判断し、本新株式の発行価額を50円といたしました。なお、本新株式の発行価格50円は、本新株式割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しており、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年8月20日）における当社普通株式の終値113円に対して55.8%（小数第2位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値103

円（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して51.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値107円に対して53.3%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値147円に対して66.0%のディスカウントとなります。

なお、株式割当予定先であるネットプライスの職務執行者である山本和弘は、当社のビットコイン事業を管掌する取締役を兼務しており、一定の経営責任を負う立場にあります。しかしながら、ネットプライスは筆頭株主であるうえに融資先不在の中で当社に巨額の融資を実施している立場で、本第三者割当を通じてさらなる損失リスクをとる立場という他に代替のきかない存在であり、前述の経営責任を理由としてネットプライスを割当先から除外すると、当社はネットプライスへの債務返済が困難となり、結果的に株主価値のさらなる棄損を招来しかねません。また、当社においては、継続的な営業赤字からの脱却が容易ではない環境下において、加えて同社からの借入金が相当な額に上っている状態で、DESとしての本新株式と本種類株式の発行による有利子負債の削減が、当社の財務基盤を抜本的に改善しうるものと考えております。なお、当社の厳しい財務状況下、ダウンサイドリスクが限定され段階的行使が可能である新株予約権であれば新株予約権割当先において限界的に受容可能なリスクの範囲であったところ、本株式第三者割当の金額規模のもとでは通常条件（市場株価を基準とした価格）で出資に応じる資金支援先の確保は極めて困難であり、有利発行価格のもとで中長期で当社に取り組んでいる筆頭株主及び第2位株主でのみ引受への同意を獲得できた経緯があります。このような必要性和相当性を考慮した上で、本資金調達に係る意思決定に際しては、本新株式の発行に関して特別の利害関係を有する山本氏が本新株式の発行に係る取締役会における審議及び決議に加わらないように発行手続きの公正性を担保しました。したがって、当社としては、本新株式の発行について、必要性和相当性があるものと判断しております。

#### イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、株式割当予定先との協議及び交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様の議決権行使のご参考のために、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（本社：東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表者：山本顕三）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社及び割当予定先の関連当事者には該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、及び②DCF法の各算定方法を採用し、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は、赤坂国際会計から2026年8月20日付で、株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を取得しております。本株式価値算定書によれば、各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法： 103円から147円

D C F 法： 48円から59円

市場株価平均法では、本第三者割当に係る当社取締役会決議日の前営業日である2026年8月20日を算定基準日として、当社株式の基準日終値113円、直近1か月間の終値の単純平均値103円、直近3か月間の終値の単純平均値107円及び直近6か月間の終値の単純平均値147円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を103円～147円と算定しております。

D C F 法では、当社が作成した2026年8月期から2030年8月期までの5期分の事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、当社が2026年8月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、当社の企業価値や株式価値を算定し、当社株式の1株当たり株式価値の範囲を48円～59円と算定しております。前提の財務予測に利用した5か年の当社の連結事業計画は、2026年8月期の売上高2,249百万円、営業損失1,858百万円、2027年8月期の売上高2,560百万円、営業損失710百万円、2028年8月期の売上高2,762百万円、営業損失328百万円、2029年8月期の売上高3,354百万円、営業利益97百万円、2030年8月期の売上高3,655百万円、営業利益231百万円となっており、事業計画のうち主な増加要因はアパレル事業で、2026年8月期は売上高1,707百万円、営業損失377百万円、2027年8月期は売上高2,100百万円、営業利益1.9百万円、2028年8月期は売上高2,300百万円、営業利益124百万円、2029年8月期は売上高2,800百万円、営業利益512百万円、2030年8月期は売上高3,100百万円、営業利益 654百万円を見込んでおります。なお、割引率は加重平均資本コストとし、12.0%～16.2%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を $\Delta 1.0\% \sim 1.0\%$ として、当社株式の1株当たり株式価値を算定しております。

ウ、本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

上記のとおり、本新株式の払込金額である50円は最近の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなりますが、本株式価値算定書に照らしても、D C F 法による算定結果（48円から59円）の範囲内であること、また、上記のとおり、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、本新株式の発行を行うことで直ちに当社の財務体質の改善につながると考えていたところ、株式割当予定先から提案された上記払込金額を受け入れず、他の資金調達先を探すことは現実的に難しいことを総合的に勘案し、当社は、本新株式の払込金額は妥当な金額であると判断しています。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株式の価格の評価の第三者算定機関である赤坂国際会計が当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められ、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また価格算定過程及び前提条件等に関して合理的なものであると判断できることから、新株式について、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、株主からの特別決議による承認をいただけることを条件に、新

株式1株当たりの払込金額を50円とすることは相当である旨の意見を表明しております。

## ② 本新株予約権

当社は、本新株予約権の発行要項を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者算定機関である赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び新株予約権割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日（2026年8月20日）の市場環境や新株予約権割当予定先の権利行使行動等並びに新株予約権割当予定先の株式処分コストを考慮した一定の前提（当社の株価（113円）、ボラティリティ（78.3%）、予定配当額（0円/株）、無リスク利率（1.7%）及び市場出来高、新株予約権割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト及び本新株予約権の発行コストが発生すること等）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である第11回新株予約権1個当たり7円、第12回新株予約権1個当たり7円を参考に新株予約権割当予定先との間での協議を実施したところ、新株予約権割当予定先からは、早期の資金調達及び財務基盤の強化を要する現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考えたため、本新株予約権1個の払込金額を0.01円としています。本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、上記のとおり当該評価額を参考に新株予約権割当予定先との間で協議した結果、新株予約権割当予定先と合意した本新株予約権1個の払込金額は、当該評価額よりも低いことを踏まえると、上記の本新株予約権1個の払込金額は、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。

本新株予約権の行使価額が50円と現在の当社株価に比べて低い価額に設定された理由としては、新株予約権割当予定先より、新株予約権割当予定先において総合的に検討した結果、当社の財務状況及び本資金調達がもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の本新株予約権を行使できるようにするために、行使価額は本新株式の発行価格と同額の50円が上限であるとの説明を受けております。また、新株予約権の発行価額が僅少（0.0001円/株）となっている点については、新株予約権割当予定先であるEVO FUNDが過去に実施した他社での有利発行

事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。そのような状況下で本第三者割当と比較して当社の資金需要に応え、より良い条件を提示する先も探しましたが、時間的な制約もあり、当社の資金需要に応えるより良い他の割当予定先がいなかったため、上記の発行価額及び行使価額にて本第三者割当を行うこととしております。

上記のとおり、本新株予約権の行使価額50円は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年8月20日）における当社普通株式の終値113円に対して55.8%のディスカウント、同直前取引日までの直近1か月間の当社普通株式の終値の平均値103円に対して51.5%のディスカウント、同直近3か月間の当社普通株式の終値の平均値107円に対して53.3%のディスカウント、同直近6か月間の当社普通株式の終値の平均値147円に対して66.0%のディスカウントであり、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。また、上記のとおり、本新株予約権の発行価額0.01円（普通株式1株当たり0.0001円）は、赤坂国際会計による本新株予約権の評価額（第11回新株予約権1個当たり7円、第12回新株予約権1個当たり7円）よりも低いことから、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。なお、当社普通株式について赤坂国際会計により株式価値算定結果の提供を受けており、本新株予約権の行使価額（50円）は、本新株式のDCF法による株式価値算定結果（48円から59円）の範囲内であります。また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本新株予約権の価格の評価の第三者 算定機関である赤坂国際会計が当社と継続的な顧問契約関係になく、当社経営陣から一定程度独立していると認められ、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また価格算定過程及び前提条件等に関して合理的なものであると判断できることから、本新株予約権について、割当予定先にとって有利発行に該当するものの、株主からの特別決議による承認をいただけることを条件に、本新株予約権1個当たりの行使価額を50円とすることは相当である旨の意見を表明しております。

### ③ 本種類株式

当社は、本種類株式の発行要項に定められた諸条件を考慮した本種類株式の評価を赤坂国際会計に依頼しました。赤坂国際会計と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルやモンテカルロ・シミュレーションといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本種類株式の権利内容を検討し、いわゆる普通株式への転換条項が付帯しておらず、期中において普通株式に優先する一定額の配当を受領し、金銭を対価とする取得条項に基づき発行会社が発行価額で償還する権利を有し、その経済実態が社債等の債権に類似するものと考え、社債の評価に準じて本種類株式からもたらされる将来キャッシュ・フローに基づき評価する配当割引モデルを用いて本種類株式の評価を実施しております。

また、当該算定機関は、本種類株式の発行要項等に定められた諸条件、評価基準日の市場環境、当社及び割当予定先の権利行使行動並びに割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提（金銭を対価とする取得条項、優先配当、無リスク利子率（1.7%）、リスクプレミアム（0.3%～1.2%））を考慮して本種類株式の評価を実施しております。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額である1株当たり282.9円から401.6円を参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との協議を経て、本種類株式の払込金額を1株当たり400円とし、その他の発行条件を決定しておりますが、本種類株式の発行価額が当該評価額レンジ内であり、その評価手続きについて特に不合理な点がないことから、本種類株式の発行条件は合理的であり、本種類株式の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員が、本種類株式の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず、適法な発行である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社及び割当予定先との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある取得価額、当社株式の株価及びボラティリティ等の前提条件を考慮して、オプションを組み込んだ証券の評価額の算定手法として一般的に用いられている配当割引モデルを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額レンジの下限を下回っていないことを判断の基礎としております。

当社はネットプライス及び四谷デジタルイノベーターズを株式割当予定先とし、EVO FUND及びGADを新株予約権割当予定先とし、ネットプライスをA種種類株式割当予定先とすることが最善の手段であり、かつ、当社の資金需要にに応じていることからすると合理性があるものと考えております。

当社取締役会としても、現在の当社の財政状況及び今後の資金需要並びに成長資金に係る資金調達が必要である状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調達すること及び新株予約権割当予定先から提案された現状の払込金額及び行使価額に関する発行条件を受け入れず、他の資金調達先を探すことは難しいと判断しました。なお、上記「3. 本第三者割当の概要及び選択理由（4）他の資金調達方法」のとおり、本資金調達以外の資金調達方法についても検討しましたが、公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資及び新株式又は新株予約権のみの第三者割当についてはいずれも実現が困難であるか、現実的に実現可能性がなく、新株予約権付社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債のみによる資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、貸し手を見つけるのが困難であること、行使価額修正条項付新株予約権については当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があり、早期の資金調達をすることが困難であることを理由として、本資金調達を実施する判断にいたしました。

新株予約権割当予定先からは、上記のとおり、現在の当社の状況を考慮すると、新株予約権割当予定先であるEVO FUND及びGADが過去に実施した他社での有利発行事例と同等の発行価額を設定したい旨の依頼及びかかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。また、株式割当予定先からは、本第三者割当で発行される本新株式の価額は本新株予約権の行使価格と同一であるべきとの理由により50円に設定したい旨の依頼がありました。当社としても、大幅なディスカウントを避けて希薄化を抑えたスキームでは資本増強の蓋然性を確保できないことから、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考え、かかる発行価額が引受の条件である旨の説明を受けたためこれを受け入れた上で株主の皆様のご判断を仰ぐことにした次第です。

## (2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行による新規発行株式数72,000,000株（議決権数720,000個）に、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社普通株式数54,500,000株（議決権数545,000個）を合算した総数は126,500,000株（議決権数1,265,000個）であり、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）に対して274.97%（議決権総数に対し277.10%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。また、2026年8月21日付の発行決議に先立つ6か月以内である2026年3月13日に発行を決議し2026年3月30日付でEVO FUNDに対して割り当てられた第9回新株予約権500,000個（目的となる株式数50,000,000株（議決権500,000個））のうち行使された24,799個（目的となる株式数2,479,900株（議決権数24,799個））を、上記普通株式126,500,000株（議決権数1,265,000個）に合算した総株式数は128,979,900株（議決権数1,289,799個）であり、これを分子として、2026年8月4日現在の当社発行済普通株式総数である46,004,300株（議決権数456,512個）から過去6か月以内に発行された株式総数である2,479,900株（議決権数24,799個）を控除した株式総数である43,524,400株（議決権総数431,713個）を分母とする希薄化率は296.34%（議決権ベースの希薄化率は298.76%）となります。なお、第9回新株予約権については、2026年7月31日時点で24,799個が行使され2,479,900株が交付されましたが、残りの第9回新株予約権の合計475,201個（47,520,100株相当分）は当社が2026年9月7日付で取得し、その後速やかに消却することで、残存する第9回新株予約権はなくなる予定です。

したがって、既存株式の希薄化率が25%以上となることが見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本臨時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

本第三者割当は、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落、割当予定先を除く全ての既存株主の資産価値に対する大幅な希薄化（ディスカウント発行による理論株価の低下）等、既存株主の皆様にご多大なる不利益を与えることとなりますが、当社は、確実にアパレル事業、エステティック・リラクサスサロン事業の改革、再編を実現させ、事業を継続的に成長させていくことで中長期的な事業成長及び企業価値向上を図るとともに、有利子負債を削減

するために必要かつ合理的な方法であると判断しております。

また、当社普通株式の過去6か月における1日当たりの平均出来高は172,006株であり、本新株予約権を権利行使期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していると考えております。

さらに、新株予約権割当予定先の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により第11回新株予約権及び第12回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。新株予約権割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。他方、株式割当予定先は、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を口頭により確認しております。

## 7. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要

#### ① 本新株式（割当株数 37,000,000株）

|     |             |                                    |
|-----|-------------|------------------------------------|
| (a) | 名 称         | ネットプライス事業再生合同会社                    |
| (b) | 所 在 地       | 東京都千代田区六番町15番2号                    |
| (c) | 代表者の役職・氏名   | 代表社員 フルグルパートナーズ合同会社<br>職務執行者 山本 和弘 |
| (d) | 事 業 内 容     | 有価証券の運用、投資、販売、保有等                  |
| (e) | 資 本 金       | 1百万円                               |
| (f) | 設 立 年 月 日   | 2024年7月25日                         |
| (g) | 発 行 済 株 式 数 | —                                  |
| (h) | 決 算 期       | 6月                                 |
| (i) | 従 業 員 数     | 1名                                 |
| (j) | 主 要 取 引 先   | 一般法人                               |
| (k) | 主 要 取 引 銀 行 | GMOあおぞらネット銀行                       |
| (l) | 大株主及び持株比率   | フルグルパートナーズ合同会社：99.99%              |

|              |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|--------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (m) 当事会社間の関係 | 資 本 関 係            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、2025年12月1日付で、同社に800百万円の新株予約権付社債（潜在株式数1,500,938株）を割り当てております。</li> <li>・ 当社普通株式12,099,100株（議決権比率：26.50％）を保有する株主です。（2026年8月4日時点）</li> </ul>                                                                                                                   |
|              | 人 的 関 係            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同社の代表社員であるフルグルパートナーズ合同会社の職務執行者並びに同社の出資者であるフルグルパートナーズ合同会社の代表社員である山本和弘は、当社取締役副社長を兼務しています。</li> </ul>                                                                                                                                                             |
|              | 取 引 関 係            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社と同社との間で2025年12月22日付で借入限度額7,000百万円の極度貸付契約書を締結し、2026年2月18日付で借入限度額を90億円に拡大変更合意し、2026年6月18日付で借入限度額を100億円に拡大変更合意しており、同社に対して8,666百万円の借入残がありました。ただし、当該借入残のうち、1,750百万円に係る貸金債権については、2026年7月17日付で合同会社四谷デジタルイノベーションズに対して譲渡しています。したがって、現在の借入残高は6,915百万円となります。</li> </ul> |
|              | 関連当事者への<br>該 当 状 況 | 関連当事者に該当します。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

| (n) 最近3年間の経営成績及び財政状態(単位:千円。特記しているものを除く。) |         |   |           |
|------------------------------------------|---------|---|-----------|
| 決算期                                      |         | — | 2025年6月期  |
| 純                                        | 資 産     |   | △6,894    |
| 総                                        | 資 産     |   | 5,603,341 |
| 売                                        | 上 高     |   | 0         |
| 営                                        | 業 利 益   |   | △21,525   |
| 経                                        | 常 利 益   |   | △7,894    |
| 当                                        | 期 純 利 益 |   | △7,894    |

(注) 1. 別途記載のある場合を除き、2026年8月21日現在におけるものです。

2. ネットプライスは設立後1期のため、直近の決算期の経営成績及び財政状態のみを開示しております。

※当社は、ネットプライスについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、ネットプライスが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、ネットプライスには、本株式第三者割当に係る割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(住所:東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役:中村勝彦)にネットプライス並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、ネットプライス並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はネットプライスについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

② 本新株式（割当株数 35,000,000株）

|     |                |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (a) | 名 称            | 合同会社四谷デジタルイノベーターズ                                                                                                                                                                                                                                              |
| (b) | 所 在 地          | 東京都新宿区四谷三栄町1番1号                                                                                                                                                                                                                                                |
| (c) | 代表者の役職・氏名      | 代表社員 吉谷 寛之                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (d) | 事 業 内 容        | ITコンサルティング業務                                                                                                                                                                                                                                                   |
| (e) | 資 本 金          | 1百万円                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (f) | 設 立 年 月 日      | 2025年12月17日                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (g) | 発 行 済 株 式 数    | －                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (h) | 決 算 期          | 10月                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (i) | 従 業 員 数        | 1名                                                                                                                                                                                                                                                             |
| (j) | 主 要 取 引 先      | 一般法人                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (k) | 主 要 取 引 銀 行    | 三井住友銀行                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (l) | 大株主及び持株比率      | 吉谷寛之：100%                                                                                                                                                                                                                                                      |
| (m) | 資 本 関 係        | ・ 当社普通株式10,320,900株(議決権比率：22.61%)を保有する株主です。<br>(2026年8月4日時点)                                                                                                                                                                                                   |
|     | 人 的 関 係        | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                                    |
|     | 取 引 関 係        | 当社と同社との間で2026年7月17日付で借入限度額1,750百万円の極度貸付契約書を締結しており、同社に対して1,750百万円の借入残があります。なお、当該金銭債権はネットプライスにより当社に貸し付けられた金銭債権がネットプライスと四谷デジタルイノベーターズの間の2026年7月17日付債権譲渡契約書に基づき四谷デジタルイノベーターズに譲渡されたものです。<br>当社代表取締役社長である川合林太郎が代表社員を務めるフルグル合同会社は、四谷デジタルイノベーターズに対して、1,750百万円を貸付けています。 |
|     | 関連当事者への該 当 状 況 | 関連当事者に該当します。                                                                                                                                                                                                                                                   |

(注) 1. 別途記載のある場合を除き、2026年8月21日現在におけるものです。

2. 合同会社四谷デジタルイノベーターズは2025年12月17日設立であり、初年度が経過していないため、「最近3年間の経営成績及び財政状態」は記載していません。

※当社は、四谷デジタルイノベーターズについて、反社会的勢力等と何らかの関係  
を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索すること  
により、四谷デジタルイノベーターズが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。  
また、四谷デジタルイノベーターズには、本株式第三者割当に係る割当契約

において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）に四谷デジタルイノベーターズ並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、四谷デジタルイノベーターズ並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は四谷デジタルイノベーターズについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

③ 第11回新株予約権（割当新株予約権数 190,000個）

|                          |                                          |                                                                                                       |
|--------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (a) 名 称                  | GAD有限責任事業組合<br>(ジーエーディーユウゲンセキニンジギョウクミアイ) |                                                                                                       |
| (b) 所 在 地                | 東京都千代田区麹町一丁目8番地 JFNセンター5階                |                                                                                                       |
| (c) 設 立 根 拠 等            | 有限責任事業組合契約に関する法律                         |                                                                                                       |
| (d) 組 成 目 的              | 有価証券の運用、投資、売買、保有、等                       |                                                                                                       |
| (e) 組 成 日                | 2021年10月26日                              |                                                                                                       |
| (f) 出 資 の 総 額            | 100,000円                                 |                                                                                                       |
| (g) 出資者・出資比率<br>・出資者の概要  | 立川光昭 50%、清水誠 50%                         |                                                                                                       |
| (h) 代 表 者 の<br>役 職 ・ 氏 名 | 代表組員 立川 光昭                               |                                                                                                       |
| (i) 上場会社と当該ファンドとの間の関係    | 当社と当該ファンドとの資本関係                          | ・当社普通株式5,200,000株(議決権比率：11.39%)を保有する株主です。<br>(2026年8月4日時点)                                            |
|                          | 当社と当該ファンドの業務執行組員との関係                     | GADの代表組員である立川光昭は、2024年10月3日から2025年3月31日まで当社取締役会長を、2025年3月31日から2025年10月20日まで株式会社ANAP取締役を、それぞれ務めておりました。 |
|                          | 関連当事者への該当状況                              | 関連当事者に該当します。                                                                                          |

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年8月21日現在におけるものです。

※当社は、GADについて、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、GADが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、GADには、第11回新株予約権割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）にGAD並びにその役員及び主要株主について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、GAD並びにその役員及び主要株主に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社はGADについては、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

④ 第12回新株予約権（割当新株予約権数 355,000個）

|                          |                                                                                                                           |                       |  |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--|
| (a) 名 称                  | EVO FUND<br>(エボ ファンド)                                                                                                     |                       |  |
| (b) 所 在 地                | c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited<br>One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005,<br>Cayman Islands |                       |  |
| (c) 設 立 根 拠 等            | ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社                                                                                                       |                       |  |
| (d) 組 成 目 的              | 投資目的                                                                                                                      |                       |  |
| (e) 組 成 日                | 2006年12月                                                                                                                  |                       |  |
| (f) 出 資 の 総 額            | 払込資本金：1米ドル<br>純資産：約226.6百万米ドル（2026年4月30日現在）                                                                               |                       |  |
| (g) 出資者・出資比率<br>・出資者の概要  | 議決権：100% Tiger Holdings Ltd. (Tiger Holdings Ltd. の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)                                               |                       |  |
| (h) 代 表 者 の<br>役 職 ・ 氏 名 | 代表取締役 マイケル・ラーチ<br>代表取締役 リチャード・チゾム                                                                                         |                       |  |
| (i) 国内代理人の概要             | 名 称                                                                                                                       | EVOLUTION JAPAN証券株式会社 |  |
|                          | 所 在 地                                                                                                                     | 東京都千代田区紀尾井町4番1号       |  |
|                          | 代表者の役職・氏名                                                                                                                 | 代表取締役社長 ショーン・ローソン     |  |
|                          | 事 業 内 容                                                                                                                   | 金融商品取引業               |  |
|                          | 資 本 金                                                                                                                     | 12億1,905万8,875円       |  |

|                       |                    |                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係 | 当社と当該ファンドとの間の関係    | 当該ファンドは、第8回無担保社債800百万円並びに第9回新株予約権及び普通株式3,700,000株(議決権比率:8.10%)を保有しています。(2026年8月4日時点)なお、「3. 本第三者割当の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第9回新株予約権は取得及び消却される予定です。<br>また、過去に第8回新株予約権を340,000個割り当てています。 |
|                       | 当社と当該ファンド代表者との間の関係 | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                    |
|                       | 当社と国内代理人との間の関係     | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                    |

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年8月21日現在におけるものです。

※当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接的にその持分の100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDには、第12回新株予約権割当契約において、反社会的勢力との間に一切の関係がない旨を表明保証していただく予定です。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー（住所：東京都目黒区上目黒4丁目26番4号、代表取締役：中村勝彦）に割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年7月15日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、割当予定先、その役員及び主な出資者が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

### ① ネットプライス

当社は、株式割当予定先かつA種類株式割当予定先であるネットプライスに対し、本新株式発行（DES）及び本種類株式第三者割当について打診したところ、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもとネットプライスより快諾をい

ただき、検討の結果、ネットプライスに新株式及び本種類株式を割当てることといたしました。また、ネットプライスは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることにに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当先であると考えられること、本新株式及び本種類株式を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

## ② 四谷デジタルイノベーターズ

当社は、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズに対し、本新株式発行（DES）について打診したところ、当社の財務健全化に資するものであるとの理解のもと四谷デジタルイノベーターズより快諾をいただき、検討の結果、四谷デジタルイノベーターズに新株式を割当てることといたしました。また、四谷デジタルイノベーターズは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることにに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当先であると考えられること、本新株式を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

## ③ GAD

当社は、新株予約権割当予定先であるGADに対し、本新株予約権発行について打診したところ、本新株予約権の行使が当社の中長期的な事業成長及び企業価値向上に資するものであるとの理解のもとGADより快諾をいただき、検討の結果、GADに本新株予約権を割当てることといたしました。また、GADは当社の主要株主であり当社の企業価値を高めることにに関して方針が一致しており、当社の企業価値向上に資する割当先であると考えられること、当社株式が売却されたとしても、新株予約権の行使によって調達した資金は各資金使途に充当されるものであり、当該売却が企業価値を棄損することにはつながらないことから、本新株予約権を発行して当社の財務健全化を行うことが当社にとって最善と判断いたしました。

## ④ EVO FUND

当社は、「3. 本第三者割当の概要及び選択理由（2）資金調達方法の選択理由」に記載したとおり、第9回新株予約権の行使が進まず、EJSに新たな資金調達手法を相談する中で、同社から第9回新株予約権の取得・消却及び本新株予約権による資金調達に関する提案を2026年6月に受けました。同社から提案を受けた資金調達手法の内容を当社内において協議、検討した結果、本第三者割当が、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断いたしました。また、上記の本第三者割当のメリット・デメリットを勘案の上、EJSと協議した結果、既存株主の株式価値希薄化への配慮から、本第三者割当による資金調達方法が最良の選択肢であり、同様のスキームによる投資実績を有していること等から、EVO FUNDが割当予定先として適当であるとの結論に至ったため、本新株予約権の割当予定先とし

てEVO FUNDを選定いたしました。

また過去にEVO FUNDとの間で、2025年10月29日に第8回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第8回無担保普通社債（少人数私募）の割当契約を締結し、2026年3月13日に第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の割当契約を締結する等、EVO FUNDは、過去に複数回にわたって当社の割当先として割当てを受けた実績があります。

EVO FUNDは、上場株式への投資を主たる目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、複数の第三者割当の方法による新株予約権増資案件において、本新株予約権と同様の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が多数あります。EVO FUNDは、マイケル・ラーチ氏以外の出資者はおりません。

EVO FUNDの関連会社であるEJSが、関連企業の買受けのあっせん業の一環として今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EJSは英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド（住所：Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands、代表取締役：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）の100％子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEJSのあっせんを受けて、EVO FUNDに対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

### （3）割当予定先の保有方針

#### ① ネットプライス

株式割当予定先であるネットプライスは、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を本株式第三者割当に係る割当契約により確認する予定です。

また、当社は、株式割当予定先であるネットプライスから、払込期日から2年間に、同社が本第三者割当により取得した当社普通株式及び本種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、株式割当予定先であるネットプライスから払込期日までに確約書を取得する予定であります。

#### ② 四谷デジタルイノベーターズ

株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズは、本新株式について、基本的な方針として、中長期的に保有する意図をもって引き受ける旨を本株式第三者割当に係る割当契約により確認する予定です。

また、当社は、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズから、払込期日から2年間に於いて、当社が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由並びに譲渡の方法等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に書面により報告すること、当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することについて、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズから払込期日までに確約書を取得する予定であります。

#### ③ GAD

第11回新株予約権割当予定先であるGADは、純投資を目的としており、第11回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を短期間で譲渡する可能性があり、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭にて確認しております。

また、第11回新株予約権割当契約において、新株予約権割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。GADから本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。GADとは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭にて確認しております。

#### ④ EVO FUND

第12回新株予約権割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、第12回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭にて確認しております。

また、第12回新株予約権割当契約において、新株予約権割当予定先による本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。EVO FUNDから本新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申し入れがあった場合、当社は譲渡先の実態、本新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。EVO FUNDとは、現時点において本新株予約権を譲渡する予定はない旨を当社取締役経営管理本部長である根岸良直が口頭で確認しております。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

##### ① ネットプライス

本新株式発行（DES）は、全株式を払込に代えてDESの方法によりますので、金銭による払込みはありません。なお、現物出資の目的となる財産は、当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

##### ② 四谷デジタルイノベーターズ

本新株式発行（DES）は、全株式を払込に代えてDESの方法によりますので、金銭による払込みはありません。なお、現物出資の目的となる財産は、当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

##### ③ GAD

当社は、GADの保有財産の裏付けをGADに確認したところ、2026年7月30日現在の銀行口座の取引明細の提示を受けました。当該銀行口座の取引明細から把握できる資金残高は第11回新株予約権の行使に要する資金の総額に不足しているものの、かつてGADが日本製麻株式会社（東証スタンダード3306）の主要株主であった際に友好的な主要株主として面識を持った関係にあるLEOMO, inc（本店所在地：3200 Carbon Place Suite 100, Boulder, CO USA 80301）からの借入金によって充当する旨の説明を受け、LEOMO, inc の2026年7月30日現在の証券口座の写し並びに当該借入に係る極度貸付金銭消費貸借契約書（貸主：LEOMO, inc、極度額：200,000,000円、返済期限：2030年8月31日、利率：年1%）の写しの提示を受けました。貸主LEOMO, inc が極度額を上回る金融資産（国内上場株式）を保有しており、当該金融資産の市場売却により確保する資金をもってGADに融資することで第11回新株予約権の行使に要する資金の総額を確保して第11回新株予約権の行使をすることを、GADの組合員である清水誠氏より当社は説明を受けました。

加えて、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、本新株予約権の行使に要する資金は十分であると判断しております。

##### ④ EVO FUND

第12回新株予約権割当予定先であるEVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの2026年5月29日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額並びに本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、新株予約権割当予定先は、基本的に

新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社普通株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、新株予約権割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。

また、新株予約権割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を新株予約権割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額並びに本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

#### （５）株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、ネットプライス事業再生合同会社及びEVO FUNDは、第９回新株予約権発行に伴い締結した貸株契約の内容を変更し、本新株予約権の円滑な行使のため、ネットプライス事業再生合同会社のEVO FUNDへの貸株を継続する予定です（契約期間：2026年３月13日～2028年10月９日、貸借株数（上限）：3,700,000株、貸借料：年率０％、担保：無し。）。

#### ８．大株主及び持株比率

| 募集前（2026年８月４日現在）                                                             |        | 募集後                                                                          |        |
|------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------|--------|
| ネットプライス事業再生合同会社                                                              | 26.30% | ネットプライス事業再生合同会社                                                              | 28.46% |
| 合同会社四谷デジタルイノベーションズ                                                           | 22.43% | 合同会社四谷デジタルイノベーションズ                                                           | 26.27% |
| GAD有限責任事業組合                                                                  | 11.30% | GAD有限責任事業組合                                                                  | —      |
| EVO FUND                                                                     | 8.04%  | EVO FUND                                                                     | —      |
| THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1<br>(常任代理人 みずほ銀行) | 5.43%  | THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1<br>(常任代理人 みずほ銀行) | 1.45%  |
| EUROCLEAR BANK S. A. /N. V.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)                           | 5.34%  | EUROCLEAR BANK S. A. /N. V.<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)                           | 1.42%  |
| 家高 利康                                                                        | 1.01%  | 家高 利康                                                                        | 0.27%  |
| J P モルガン証券株式会社                                                               | 0.92%  | J P モルガン証券株式会社                                                               | 0.24%  |
| 楽天証券株式会社共有口                                                                  | 0.79%  | 楽天証券株式会社共有口                                                                  | 0.21%  |
| 中島 篤三                                                                        | 0.65%  | 中島 篤三                                                                        | 0.17%  |

- (注) 1. 大株主及び持株比率は、2026年8月4日時点の株主名簿上の株式数（自己株式を除きます。）に基づき記載しております。
2. 新株予約権割当予定先のうち、GADは純投資を目的としており、第11回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を短期間で譲渡する可能性があるとのことです。また、新株予約権割当予定先のうちEVO FUNDの第12回新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、EVO FUNDは、本新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、新株予約権割当予定先による本新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておられませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。
3. 大株主及び持株比率は、発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する割合を、小数点第3位を四捨五入しております。

## 9. 今後の見通し

当社は本資金調達が当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えておりますが、現時点における本第三者割当が当社の2026年8月期の業績に与える影響につきましては、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額（差引手取概算額） 発行諸費用の概算額」に記載の金額のとおり、軽微であります。今後開示すべき事項が生じた場合には速やかにお知らせいたします。

## 10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、既存株式の希薄化率が25%以上であることから、取引所の定める有価証券上場規程に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきましては、2026年9月29日開催予定の本臨時株主総会に付議する本第三者割当に関する議案の中で、本第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が特別決議により承認されることをもって、株主の皆様方の意思確認をさせていただくことといたします。

本資金調達が成立しない場合、当社は資金難から相場環境とは無関係に保有ビットコインの換金売りを迫られ、当社の事業ポートフォリオにおける有望事業であるビットコイン事業の芽がなくなり、将来さらなる業績悪化に陥る可能性が高いと考えております。したがって、大規模な株式希薄化は生じるものの、株主価値のさらなる棄損を回避でき、結果として少数株主を含む一般株主の経済的利益に適合するものと考えております。したがって、本資金調達には必要性が認められます。

また、株式割当予定先であるネットプライスは筆頭株主であるうえに融資先不在の中で当社に巨額の融資を実施している立場であり、株式割当予定先である四谷デジタルイノベーターズも主要株主であると同時に当社に対する巨額の融資債権を有する立場であって、両社は本第三者割当を通じてさらなる損失リスクをとる存在です。加えて、新株予約権割当予定先であるGADも当社の主要株主であり、本資金調達及び調達した資金の活用による当社の業績向上に重要な関心と利害関係を有しております。そのため、主要株主でもある割当予定先は、少数株主を含む一般株主の経

済的利益に適合する議決権行使を行うものと考えられます。したがって、本資金調達には、少数株主の保護の観点からの相当性も認められます。

# 11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

## (1) 最近3年間の業績（連結）

| 決算期                         | 2023年8月期   | 2024年8月期 | 2025年8月期   |
|-----------------------------|------------|----------|------------|
| 売 上 高 （千 円）                 | 4,216,448  | —        | 1,774,723  |
| 営 業 損 失 （△）（千 円）            | △740,478   | —        | △1,456,570 |
| 経 常 損 失 （△）（千 円）            | △801,562   | —        | △316,625   |
| 親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）      | △1,164,779 | —        | △2,660,020 |
| 1株当たり当期純損失（△）（円）            | △230.84    | —        | △153.95    |
| 1株当たり配当額<br>（1株当たり中間配当額）（円） | —<br>(—)   | —<br>(—) | —<br>(—)   |
| 1株当たり純資産額（円）                | △174.95    | —        | 336.04     |

（注）当社は、連結子会社であった株式会社ANAPラボが2023年11月29日付で解散し、2024年2月9日付で清算終了したことにより、連結子会社が存在しなくなったため、2024年8月期は連結財務諸表を作成しておりません。その後2025年2月に連結子会社を新設したことにより、2025年8月期は連結財務諸表を作成しております。

## (2) 最近3年間の業績（単体）

| 決算期                         | 2023年8月期   | 2024年8月期   | 2025年8月期   |
|-----------------------------|------------|------------|------------|
| 売 上 高 （千 円）                 | 4,216,448  | 2,709,226  | 882,403    |
| 営 業 損 失 （△）（千 円）            | △740,775   | △996,492   | △773,786   |
| 経 常 損 失 （△）（千 円）            | △789,224   | △1,076,272 | △5,891,310 |
| 当期純損失（△）（千円）                | △1,160,110 | △1,187,594 | △2,369,794 |
| 1株当たり当期純損失（△）（円）            | △229.92    | △231.54    | △137.15    |
| 1株当たり配当額<br>（1株当たり中間配当額）（円） | —<br>(—)   | —<br>(—)   | —<br>(—)   |
| 1株当たり純資産額（円）                | △173.25    | △404.97    | 343.77     |

(3) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2026年8月4日現在)

|                         | 株 式 数       | 発行済株式数に対する比率 |
|-------------------------|-------------|--------------|
| 発 行 済 株 式 数             | 46,004,300株 | 100%         |
| 現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 49,021,038株 | 106.56%      |
| 下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | 49,021,038株 | 106.56%      |
| 上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数 | —           | —            |

(注) 上記潜在株式数は、第9回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る潜在株式数であります。なお、「3. 本第三者割当の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第9回新株予約権は取得及び消却される予定です。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

(単位: 円)

| 決算年月 | 2023年8月期 | 2024年8月期 | 2025年8月期 |
|------|----------|----------|----------|
| 始 値  | 400      | 256      | 264      |
| 高 値  | 407      | 454      | 1,835    |
| 安 値  | 235      | 168      | 242      |
| 終 値  | 256      | 261      | 697      |

② 最近6ヶ月間の状況

(単位: 円)

|     | 2026年<br>3月 | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月  |
|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 始 値 | 241         | 214 | 141 | 124 | 102 | 99  |
| 高 値 | 252         | 216 | 147 | 126 | 124 | 135 |
| 安 値 | 200         | 140 | 118 | 99  | 96  | 95  |
| 終 値 | 214         | 140 | 122 | 102 | 99  | 113 |

(注) 1. 各株価は、東京証券取引所スタンダード市場におけるものであります。

2. 2026年8月の株価については、2026年8月20日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価（単位：円）

| 年月日 | 2026年8月20日 |
|-----|------------|
| 始 値 | 117        |
| 高 値 | 135        |
| 安 値 | 111        |
| 終 値 | 113        |

（５）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株式の発行

|                              |                                                                                |
|------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 払 込 期 日                      | 2024年11月27日                                                                    |
| 調 達 資 金 の 額                  | 1,350,000,000円                                                                 |
| 発 行 価 額                      | 1株につき125円                                                                      |
| 募 集 時 に お け る<br>発 行 済 株 式 数 | 5,474,800株                                                                     |
| 当 該 募 集 に よ る<br>発 行 株 式 数   | 10,800,000株                                                                    |
| 募 集 後 に お け る<br>発 行 済 株 式 数 | 16,274,800株                                                                    |
| 割 当 先                        | ネットプライス事業再生合同会社：6,800,000株<br>ＱＬ有限責任事業組合：3,600,000株<br>株式会社サムライパートナーズ：400,000株 |
| 発 行 時 に お け る<br>当初の資金使途（注）  | 現物出資による債務の株式化（DES）                                                             |
| 発 行 時 に お け る<br>支 出 予 定 時 期 | 2024年11月                                                                       |
| 現 時 点 に お け る<br>充 当 状 況     | 全額充当済みです。                                                                      |

（注）本①の新株式の発行については、金銭債権の現物出資により割当が行われております。

② 第三者割当による第6回新株予約権の発行

|                     |                                                                                         |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 割 当 日               | 2024年11月27日                                                                             |
| 発行新株予約権数            | 28,925個                                                                                 |
| 発 行 価 額             | 11,598,925円<br>(本新株予約権1個につき401円)                                                        |
| 発行時における<br>調達予定資金の額 | 711,583,925円<br>(内訳) 新株予約権発行分 11,598,925円<br>新株予約権行使分 699,985,000円                      |
| 割 当 先               | 株式会社ネットプライス：6,198個<br>Q L 有限責任事業組合 ：22,727個                                             |
| 募集時における<br>発行済株式数   | 5,474,800株                                                                              |
| 当該募集による<br>潜在株式数    | 2,892,500株 (第6回新株予約権1個につき100株)                                                          |
| 現時点における<br>行使状況     | 2,892,500株                                                                              |
| 現時点における<br>調達した資金の額 | 711,583,925円                                                                            |
| 発行時における<br>当初の資金使途  | ① 新規出店及び既存店舗の改修費用：200百万円<br>② 販売事業における広告・プロモーション費用：200百万円<br>③ 商品仕入、イベント販売等の運転資金：251百万円 |
| 発行時における<br>支出予定時期   | ① 2024年11月～2027年8月<br>② 2024年11月～2027年8月<br>③ 2024年11月～2027年8月                          |
| 現時点における<br>充 当 状 況  | ① 全額充当済みです。<br>② 全額充当済みです。<br>③ 全額充当済みです。                                               |

③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）

|                                  |                                                                                                                                        |
|----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 払 込 期 日                          | 2025年7月22日                                                                                                                             |
| 調 達 資 金 の 額                      | 11,499,936,800円                                                                                                                        |
| 発 行 価 額                          | 1株につき968円                                                                                                                              |
| 募集時における<br>発行済株式数                | 19,167,300株                                                                                                                            |
| 当該募集による<br>発行株式数                 | 11,880,100株                                                                                                                            |
| 募集後における<br>発行済株式数                | 31,047,400株                                                                                                                            |
| 割 当 先                            | ネットプライス事業再生合同会社：3,615,700株<br>株式会社キャピタルタイフーン：8,264,400株                                                                                |
| 発行時における<br>当初の資金使途<br>(注 1)(注 2) | ① 現物出資による債務の株式化(DES)：3,500百万円<br>② ビットコインの現物出資：7,999百万円<br>③ 当社子会社（株式会社ANAP）における運転資金：500百万円<br>④ 当社子会社（株式会社ARF、株式会社AEL）における運転資金：500百万円 |
| 発行時における<br>支出予定時期                | ① 2025年7月<br>② 2025年7月<br>③ 2025年7月～2026年8月<br>④ 2025年7月～2026年8月                                                                       |
| 現時点における<br>充 当 状 況               | ① 全額充当済みです。<br>② 全額充当済みです。<br>③ 全額充当済みです。<br>④ 全額充当済みです。                                                                               |

(注) 1. 本③の新株式の発行（公正発行）と下記④の新株式の発行（有利発行）により調達する資金に係る使途の合計額であります。

2. 本③の新株式の発行の一部については、金銭債権及びビットコインの現物出資により割当が行われております。

④ 第三者割当による新株式の発行（有利発行）

|                                |                                      |
|--------------------------------|--------------------------------------|
| 払 込 期 日                        | 2025年7月22日                           |
| 調 達 資 金 の 額                    | 1,000,000,000円                       |
| 発 行 価 額                        | 1株につき250円                            |
| 募集時における<br>発 行 済 株 式 数         | 19,167,300株                          |
| 当該募集による<br>発 行 株 式 数           | 4,000,000株                           |
| 募集後における<br>発 行 済 株 式 数         | 23,167,300株                          |
| 割 当 先 (注)                      | 合同会社A E G I S                        |
| 発 行 時 に お け る<br>当 初 の 資 金 使 途 | 上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。 |
| 発 行 時 に お け る<br>支 出 予 定 時 期   | 上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。 |
| 現 時 点 に お け る<br>充 当 状 況       | 上記「③ 第三者割当による新株式の発行（公正発行）」に記載のとおりです。 |

(注) 当初はQ L有限責任事業組合に対して10,000,000株を、株式会社Tiger Japan Investmentに対して6,500,000株を割り当てる予定でしたが、Q L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentと当社の間の必要な契約締結とその定めに従った出資の履行が完了しなかったため、Q L有限責任事業組合及び株式会社Tiger Japan Investmentについては失権となりました。

⑤ 第三者割当による第7回新株予約権の発行

|                     |                                                                                                                                                                         |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 割 当 日               | 2025年7月22日                                                                                                                                                              |
| 発行新株予約権数            | 49,070個                                                                                                                                                                 |
| 発 行 価 額             | 65,557,520円<br>(第7回新株予約権1個につき1,336円)                                                                                                                                    |
| 発行時における<br>調達予定資金の額 | 4,815,533,520円<br>(内訳) 新株予約権発行分 65,557,520円<br>新株予約権行使分 4,749,976,000円                                                                                                  |
| 割 当 先 (注)           | ネットプライス事業再生合同会社：28,409個<br>合同会社A E G I S ：20,661個                                                                                                                       |
| 募集時における<br>発行済株式数   | 19,167,300株                                                                                                                                                             |
| 当該募集による<br>潜在株式数    | 4,907,000株 (第7回新株予約権1個につき100株)                                                                                                                                          |
| 現時点における<br>行使状況     | 2,846,100株 (2025年8月31日時点)                                                                                                                                               |
| 現時点における<br>調達した資金の額 | 2,755,024,800円 (2025年8月31日時点)                                                                                                                                           |
| 発行時における<br>当初の資金使途  | ① 当社子会社(株式会社ANAP)における運転資金：1,180百万円<br>② 当社子会社(株式会社ARF、株式会社AEL)における運転資金：830百万円<br>③ 当社子会社(株式会社ANAP)におけるM&A資金：0百万円<br>④ 当社子会社(株式会社ANAPライトニングキャピタル)におけるビットコイン取得資金：2,750百万円 |
| 発行時における<br>支出予定時期   | ① 2025年7月～2030年7月<br>② 2025年7月～2030年7月<br>③ 2025年7月～2026年8月<br>④ 2025年7月～2026年3月                                                                                        |
| 現時点における<br>充 当 状 況  | ① 全額充当済みです。<br>② 全額充当済みです。<br>③ 全額充当済みです。<br>④ 全額充当済みです。                                                                                                                |

(注) 1. 当初はQ L有限責任事業組合に対して第7回新株予約権10,330個を割り当てる予定でしたが、Q L有限責任事業組合による当社との間で必要な契約締結とその定めに従った払込手続きが完了しなかったため、Q L有限責任事業組合については失権となりました。

2. 2026年3月13日時点において第7回新株予約権は49,070個全部が行使済みであり、これにより発行された株式数は4,907,000株となります。

⑥ 第三者割当による第8回新株予約権の発行

|                        |                                                                                               |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 割 当 日                  | 2025年12月1日                                                                                    |
| 発行新株予約権数               | 340,000個                                                                                      |
| 発 行 価 額                | 23,460,000円<br>(第8回新株予約権1個につき69.00円)                                                          |
| 発行時における<br>調達予定資金の額    | 18,048,460,000円<br>(内訳) 新株予約権発行分 23,460,000円<br>新株予約権行使分 18,025,000,000円                      |
| 割 当 先                  | EVO FUND                                                                                      |
| 募集時における<br>発行済株式数      | 39,608,636株(自己株式345,764株を除く)                                                                  |
| 当該募集による<br>潜在株式数       | 34,000,000株(第8回新株予約権1個につき100株)                                                                |
| 現時点における<br>行 使 状 況     | 3,570,000株(2026年3月17日時点)                                                                      |
| 現時点における<br>調達した資金の額    | 1,028,520,000円(2026年3月17日時点)                                                                  |
| 発行時における<br>当初の資金使途     | ① 第8回無担保社債(少人数私募)の償還:1,950百万円<br>② 長期借入金返済(ネットプライス事業再生合同会社):6,600百万円<br>③ ビットコイン事業資金:9,448百万円 |
| 発行時における<br>支 出 予 定 時 期 | ① 2025年12月~2027年6月<br>② 2025年12月~2026年2月<br>③ 2025年12月~2027年6月                                |
| 現時点における<br>充 当 状 況     | ① 850百万円<br>② 0百万円<br>③ 3,979百万円                                                              |

⑦ 第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

|                 |                                                                                                                   |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 割 当 日           | 2025年12月1日                                                                                                        |
| 発行新株予約権数        | 8個                                                                                                                |
| 社債及び新株予約権の発行価額  | 800,000,000円<br>(第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の金額100円につき100円。)<br>第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権については、当該新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。 |
| 発行時における調達予定資金の額 | 800,000,000円                                                                                                      |
| 割 当 先           | ネットプライス事業再生合同会社                                                                                                   |
| 募集時における発行済株式数   | 39,608,636株(自己株式345,764株を除く)                                                                                      |
| 当該募集による潜在株式数    | 1,500,938株                                                                                                        |
| 現時点における行使状況     | 0株(2026年3月13日時点)                                                                                                  |
| 現時点における調達した資金の額 | 800,000,000円(2026年3月13日時点)                                                                                        |
| 発行時における当初の資金使途  | ① ビットコイン事業資金：800百万円                                                                                               |
| 発行時における支出予定時期   | ① 2025年7月～2030年7月                                                                                                 |
| 現時点における充 当 状 況  | ① 800百万円を充当済みです。                                                                                                  |

(注) 2026年8月20日時点において第1回無担保転換社債型新株予約権付社債は0個が転換済みであり、これにより発行された株式数は0株となります。

⑧ 第三者割当による第9回新株予約権の発行

|                     |                                                                                               |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 割 当 日               | 2026年3月30日                                                                                    |
| 発行新株予約権数            | 500,000個                                                                                      |
| 発 行 価 額             | 9,000,000円<br>(第9回新株予約権1個につき18円)                                                              |
| 発行時における<br>調達予定資金の額 | 11,509,000,000円<br>(内訳) 新株予約権発行分 9,000,000円<br>新株予約権行使分 11,500,000,000円                       |
| 割 当 先               | EVO FUND                                                                                      |
| 募集時における<br>発行済株式数   | 39,608,636株(自己株式345,764株を除く)                                                                  |
| 当該募集による<br>潜在株式数    | 50,000,000株(第9回新株予約権1個につき100株)                                                                |
| 現時点における<br>行使状況     | 2,479,900株(2026年8月20日時点)                                                                      |
| 現時点における<br>調達した資金の額 | 366,000,000円(2026年8月20日時点)                                                                    |
| 発行時における<br>当初の資金使途  | ① 第8回無担保社債(少人数私募)の償還:1,100百万円<br>② 長期借入金返済(ネットプライス事業再生合同会社):4,988百万円<br>③ ビットコイン事業資金:5,370百万円 |
| 発行時における<br>支出予定時期   | ① 2026年3月~2027年6月<br>② 2026年3月~2027年8月<br>③ 2026年3月~2027年9月                                   |
| 現時点における<br>充 当 状 況  | ① 300百万円<br>0百万円<br>② 0百万円                                                                    |

- (注) 1. 2026年8月20日時点において第9回新株予約権は24,799個が行使済みであり、これにより発行された株式数は2,479,900株となります。
2. 「3. 本第三者割当の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、第9回新株予約権は取得及び消却される予定です。

## 第2号議案 定款の一部変更の件

### (1) 提案の理由

当社の現行定款第6条に定める発行可能株式総数は151,000,000株であり、2026年8月4日現在の当社発行済株式総数は46,004,300株となっております。上記「第1号議案 第三者割当による新株式、第11回新株予約権、第12回新株予約権及びA種種類株式の発行の件」に記載したとおり、当社は、第8回無担保普通社債の償還、長期借入金の返済、運転資金の調達等を目的として、本臨時株主総会での承認決議が得られることを条件として、本第三者割当を行うことを予定しております。本新株予約権の行使による新株式の発行及び本種類株式の発行を可能とするために、発行可能株式総数を増加し、かつA種種類株式に関する定款規定を新設するものであります。

なお、本定款変更については、本臨時株主総会において、本第三者割当に係る各議案の承認が得られることを条件とします。

### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                  | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>【省略】</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>151,000,000株</u>とする。</p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> | <p>【現行通り】</p> <p>第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、<u>184,000,000株</u>とする。</p> <p>(発行可能種類株式総数)</p> <p>第7条 当会社の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</p> <p>・ <u>普通株式174,000,000株</u></p> <p>・ <u>A種種類株式10,000,000株</u></p> <p>(A種種類株式)</p> <p>第8条 <u>A種種類株式の内容は次のとおりとする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>(1) 配当金<br/> <u>当社は、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）及びA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当可能利益が留保された場合には、普通株式に優先して年率2.0%相当額を上限として配当する。</u></p> <p>(2) 議決権<br/> <u>A種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>(3) 種類株主総会<br/> <u>当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除くほか、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>(4) 株式の併合、分割及び募集株式の割当を受ける権利<br/> <u>① 株式の併合</u><br/> <u>当社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>② 株式の分割</p> <p><u>当社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。</u></p> <p>③ 株式無償割当て</p> <p><u>当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）には普通株式を、A種類株主にはA種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当てる。</u></p> <p>④ 募集株式の割当て</p> <p><u>当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種類株主にはA種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>⑤ <u>新株予約権無償割当て</u><br/> <u>当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。</u></p> <p>⑥ <u>募集新株予約権の割当て</u><br/> <u>当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>(5) <u>金銭を対価とする取得請求権</u><br/> <u>A種種類株主は、A種種類株式発行後、当社に対して、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができないものとする。</u></p> |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>(6) <u>金銭を対価とする取得条項</u><br/> <u>当社は、A種種類株式発行後、いつでも、A種種類株主に</u><br/> <u>対して、当社の取締役会が</u><br/> <u>別途定める日（以下「強制償還日」という。）が到来す</u><br/> <u>ることをもって、A種種類</u><br/> <u>株主又はA種種類登録株式</u><br/> <u>質権者の意思にかかわらず、</u><br/> <u>強制償還日における会社法</u><br/> <u>第461条第2項に定める分配</u><br/> <u>可能額を限度として、金銭</u><br/> <u>を対価として、A種種類株</u><br/> <u>式の全部又は一部を取得す</u><br/> <u>ることができる。A種種類</u><br/> <u>株式に付された金銭を対価</u><br/> <u>とする取得条項を行使する</u><br/> <u>場合に交付される金銭の額</u><br/> <u>は、当該A種種類株式の数</u><br/> <u>に400円を乗じて得られた額</u><br/> <u>とする。</u></p> <p>(7) <u>譲渡制限</u><br/> <u>譲渡によるA種種類株式の取</u><br/> <u>得については、当社の取締</u><br/> <u>役会の承認を要する。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 【条文省略】</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当会社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>【以下、省略】</p> <p>【新設】</p> | <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第9条 【現行通り】</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第10条 当会社の単元株式数は、<u>次のとおりとする。</u></p> <p>・普通株式 100株</p> <p>・A種種類株式 1株</p> <p>【以下、二条ずつ繰り下げる】</p> <p>附則</p> <p>第6条の変更は2026年9月29日をもってその効力を生じるものとする。</p> <p>なお、本附則は2026年9月30日経過後、これを削除する。</p> |

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号

朝日生命宮益坂ビル

渋谷サンスカイルーム 5階A室

TEL 03-3406-2085



## 【交通：渋谷駅】

J R線

東京メトロ銀座線

東京メトロ半蔵門線・副都心線

東急東横線・田園都市線

宮益坂口より

ヒカリエ方面改札より

B3出口より

宮益坂口より

徒歩約5分

徒歩約3分

徒歩約5分

徒歩約5分

(お車でのご来場はご遠慮ください)